

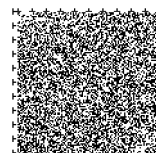
第7期鴻巣市障がい福祉計画
第3期鴻巣市障がい児福祉計画

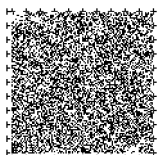


令和6年3月

鴻 巣 市

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると音声で内容が確認できます。







地域で安心して生活しながら

社会参加することができるまちの実現に向けて

国では、国連において採択された「障害者権利条約」の批准に向け、平成25年4月に「障害者総合支援法」及び平成28年4月に「障害者差別解消法」を施行するなど、障がい福祉充実のための法整備が進められています。その後、高齢化や障がいの重度・重症化等を背景に支援のあり方が多様化・複雑化し、そのような状況への迅速な対応が求められることから、法改正や関連法が施行され、障がい者を支援する制度が拡充されました。

本市では、令和3年3月に策定した「第3次鴻巣市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」・「第6期鴻巣市障がい福祉計画・第2期鴻巣市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、「障がい者が地域で安心して生活しながら社会参加をすることができるまち」の実現を目標として、各種施策を推進してきました。主な取り組みとして、「鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター」を中心とした相談支援体制の整備、「鴻巣市障がい者就労支援センター」による障がい者の就労支援、「児童発達支援センター」等による児童への支援、「手話言語条例」制定など、施策の充実を図っております。

この度、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間終了に伴い、障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保に関する新たな計画として、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

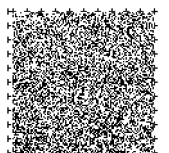
この計画は、障がい者施策を巡る最近の動向や、本市の障がい者（児）を取り巻く状況、前計画の成果と課題等を踏まえたもので、前計画から引き続き、地域共生社会の実現を目指しており、国際的な目標であるSDGsの達成にも大きく貢献するものと考えております。

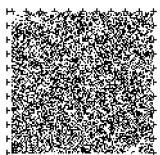
今後も、「地域共生社会」をどのように構築していくのかという課題に取り組み、各種施策の実施を通じて障がい福祉の充実に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さんやそのご家族、関係団体の方々、そしてお忙しい中、協議会にご出席いただき貴重なご意見やご提言をいただきました鴻巣市障害者施策推進協議会の皆さんに心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

鴻巣市長 並木正年

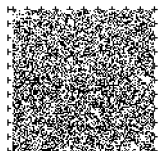




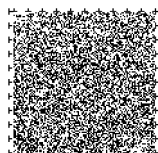
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 本計画における障がい者等の概念.....	5
4 障がい福祉に関する制度・施策の変遷.....	6
第2章 障がい者をめぐる状況	11
第1節 本市の現状	11
1 人口の推移.....	11
2 世帯数の推移.....	11
第2節 障がい者数等の推移	12
1 身体障がい者.....	12
2 知的障がい者.....	14
3 精神障がい者.....	15
4 難病患者.....	16
5 障害支援区分の状況.....	17
6 障がいのある児童生徒等.....	18
7 鴻巣市障がい者就労支援センター.....	19
第3節 アンケート調査の結果から	20
1 調査概要.....	20
2 主な調査結果.....	21
3 アンケートの自由記入欄より（意見・要望等）.....	32
4 各障害者団体等への意見聴取結果.....	33
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	34
第1節 令和8年度の成果目標（数値目標）の設定	34
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	35
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	36
3 地域生活支援の充実.....	39
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	40
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	42
6 相談支援体制の充実・強化等.....	44
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	46



第2節	障害福祉サービス等見込量と確保方策	48
1	訪問系サービス	50
2	日中活動系サービス	54
3	居住系サービス	62
4	相談支援	65
5	発達障がい者等に対する支援	68
第3節	障害児通所支援等見込量と確保方策	70
第4節	地域生活支援事業見込量と確保方策	77
第4章	計画の推進	84
1	計画の達成状況の点検及び評価	84
2	県及び障害保健福祉圏域との調整・協力	85
3	自立支援協議会の充実	85
資料編	計画の策定体制と策定経過	86
1	計画の策定経過	86
2	鴻巣市障害者施策推進協議会条例	87
3	鴻巣市障害者施策推進協議会委員名簿	89
4	諮問書	90
5	答申書	91



だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

だい せつ けいかくさくてい しゅし はいけい 第1節 計画策定の趣旨・背景

1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

本市は、平成17年10月1日に、旧鴻巣市、旧吹上町、旧川里町が合併し新鴻巣市となりました。これに伴い新市として、「障害者基本法」に基づくノーマライゼーションや、リハビリテーションの理念を踏まえ、障がいの有無に関わらず、全ての住民が互いの人間性を尊重し合い、安心して住み続けることができるまちづくりを目指し、「鴻巣市障がい者計画・障がい福祉計画」を平成19年3月に策定しました。

その後、平成27年に策定された、「第2次鴻巣市障がい者計画」では、基本目標である「障がい者が地域で安心して生活しながら社会参加をする」ことの実現を目指し、同時に策定した「第4期鴻巣市障がい福祉計画」、3年後の平成30年に策定した「第5期鴻巣市障がい福祉計画」・「第1期鴻巣市障がい児福祉計画」により、様々な障がい者（児）施策を推進してきました。

更に、令和3年には、今後の障がい者（児）施策の方向性を定めるための新たな計画として、「第3次鴻巣市障がい者計画」と「第6期鴻巣市障がい福祉計画」・「第2期鴻巣市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定しました。

今回は、「第3次鴻巣市障がい者計画」の後半の位置付けとなる「第7期鴻巣市障がい福祉計画」・「第3期鴻巣市障がい児福祉計画」を策定するものです。

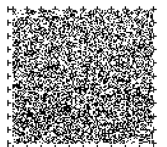
※「障害」・「障がい」の表記について

本計画では、「障害」・「障がい」等の表記を、「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針（平成31年3月市長決裁）」に基づき記載しています。

（内容） 市が作成する公文書、啓発資料等において、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」・「障がい」と表記しています。

併せて、組織の名称についても「障がい」と表記しています。

ただし、法令、条例、要綱等に規定されている用語等については、「障害」の字を用いているところもあります。



2

けいかく いちづ 計画の位置付け

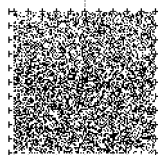
(1) 法的な位置付け（本計画の構成と期間）

本計画は、3つの計画から構成されており、それぞれの概要と期間は以下のとおりです。

計画の種類	① 鴻巣市障がい者計画（第3次）	計画期間	令和3～8年度（6年間） （2021～2026年度）
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者基本法」第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画。 ・障がいのある人が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。 		
計画の種類	② 鴻巣市障がい福祉計画（第7期）	計画期間	令和6～8年度（3年間） （2024～2026年度）
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」第88条に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の確保に係る目標に関する事項。 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み。 ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。 		
計画の種類	③ 鴻巣市障がい児福祉計画（第3期）	計画期間	令和6～8年度（3年間） （2024～2026年度）
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」第33条の20に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項。 ・各年度における指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み。 		

(2) 本計画の期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第3次 障がい者計画					
第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画		
第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画		

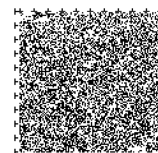
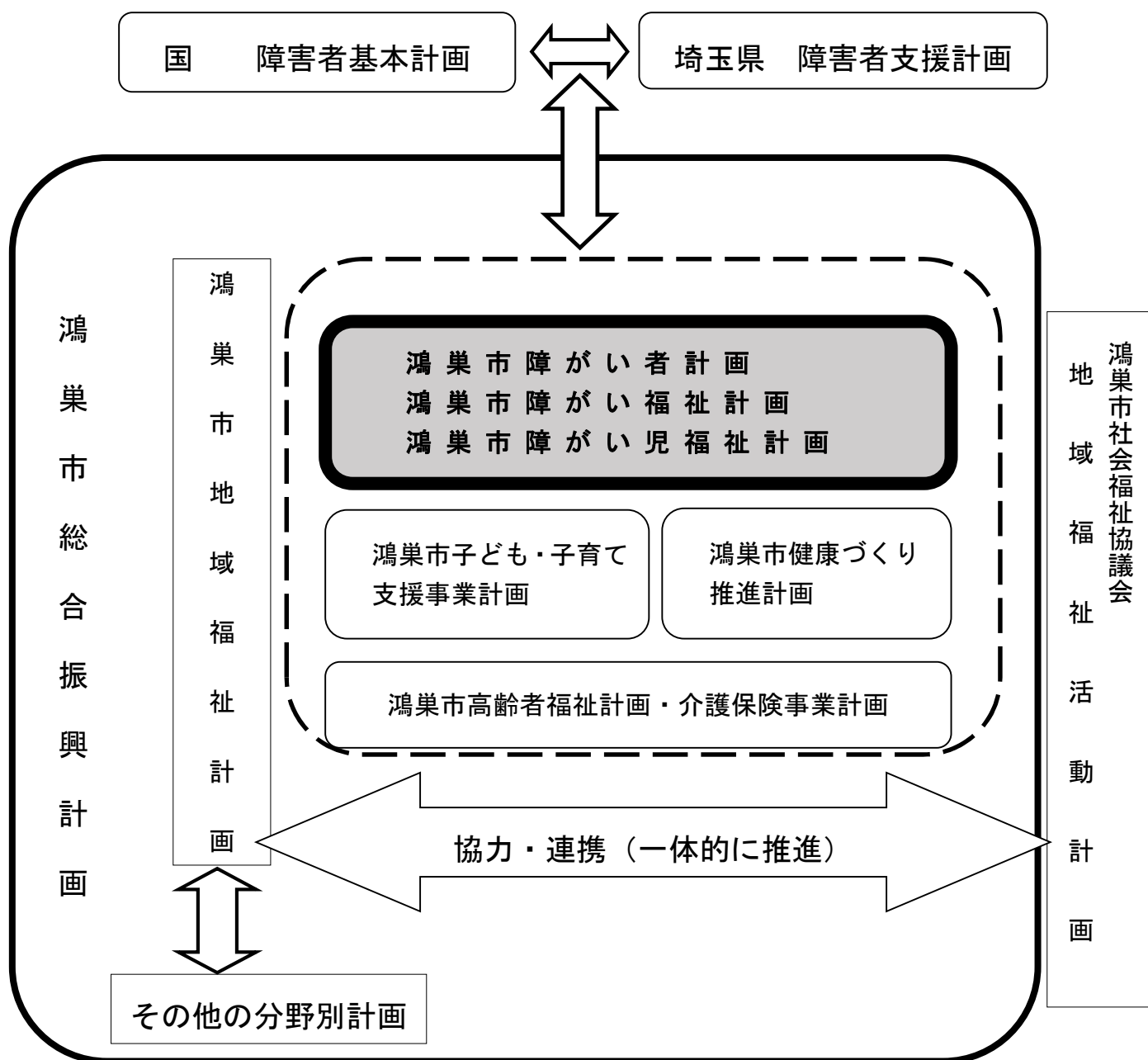


(3) 市の関連計画との関係

本計画は、「鴻巣市総合振興計画」の部門別計画であり、福祉分野の計画をはじめとする市の様々な計画及び国・県の策定する計画等と調和を図りながら策定し総合的に推進していきます。

また、併せてSDGsの要素も反映し、SDGs達成に向けた取組を推進していきます。

本計画の関連計画との関係性



じぞくかのう かいはつもくひょう エスディジーズ
持続可能な開発目標 (SDGs)

本市では、「第6次鴻巣市総合振興計画」において、SDGsの視点を取り入れ、各施策を推進することで、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいます。

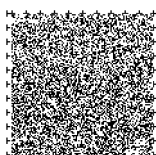
本計画においてもSDGsの17のゴールのうち特に関連性のある、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標であり、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されています。

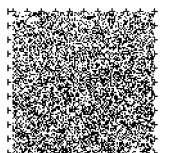
鴻巣市は2023年に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの目標達成を目指しています。



3

ほんけいかく しょう しゃとう がいねん 本計画における障がい者等の概念

- 「障がい者」とは、障害者基本法第2条第1項に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障がい及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお「発達障がい」とは発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいい、「高次脳機能障害」とは、事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのことをいいます。
- 「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項の規定に従うものであり、「児童」（18歳未満の者）のうち「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」のことをいいます。
- 「難病患者」とは、難病等に起因する障がいがあるために継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者をいいます。



我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には障害者権利条約が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障がい者に関する法律や制度は近年、変化しています。こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、当計画の基本理念である「地域で安心して生活しながら社会参加をする」ことの実現を目指すためには、関係団体や事業者などとのきめ細かい連携を図っていく必要があります。

①「障害者基本法」の改正

全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、障がいのある人の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定め、それまでの心身の障がい起因するものとの考え方（個人モデル）から、障がいを作り出している社会の問題である（社会モデル）という考え方に改めました。

さらに、障がいのある人がない人と等しく基本的人権を有する個人として、尊厳にふさわしい生活を保障されることを前提とし、活動や生活、言語、その他の意思疎通等の手段についての選択の機会の確保が図られることが規定され、言語には手話が含まれることも明確になりました。

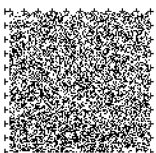
なお、本市では「鴻巣市手話言語条例」を平成30年12月20日に制定しました。

②「障害者虐待防止法」の施行

平成23年6月に「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者や障害者福祉施設従事者、使用者によるものがあり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放棄・放置）の行為全てを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

③「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉政策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地



域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成 15 年 4 月 1 日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成 18 年 4 月から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障がいのある人や知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立しました。さらに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活や社会生活が営むことができるように福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、平成 25 年 4 月（一部は、平成 26 年 4 月）から施行されました。

「障害者総合支援法」では、障がいのある人の範囲に難病等が加えられ、難病等の対象疾病（令和 5 年現在 366 疾病）に該当する方は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

さらに、重度訪問介護の対象が、それまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人にも拡大されたほか、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化などが定められました。

また、「障害者総合支援法」は令和 4 年 12 月にも改正され、令和 6 年 4 月以降に施行される予定です。この改正では、地域生活支援体制の充実や、就労選択支援制度の創設等による障がい者の就労支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の支援体制の整備、難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化等が盛り込まれました。

④「障害者優先調達推進法」の施行

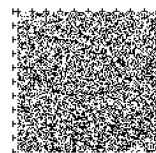
「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

本市では、毎年度「鴻巣市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、調達先の提供可能な役務・物品と庁内の需要の調整を図り、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っています。

なお、調達結果については、市のホームページに公表しています。

⑤「障害者権利条約」の批准

平成 18 年に、国連総会において、障がいのある人の人権と基本的自由の享有の確保や、障がいのある人の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。我が国は、この条約に平成 19 年に署名し、それ以降、様々な国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に同条約を批准、同年 2 月に国内で発効しました。



⑥「障害者差別解消法」の施行

「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されました。この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務化などが定められました。合理的配慮とは、社会的障壁の除去を必要としている人がいる場合において、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講ずることをいいます。

令和3年5月の改正により、民間事業者についても合理的配慮の提供の義務化が定められました。この改正は令和6年4月1日に施行されます。

なお、本市では、新人職員研修時に、同法の概要の講義を行っています。

⑦「障害者雇用促進法」の改正

「障害者雇用促進法」が平成25年6月に改正され、平成28年4月から施行されました。この改正では、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や事業主に障がいのある人が職場で働くに当たり合理的配慮の提供義務が定められました。

また、事業主に対し、雇用する障がいのある人からの苦情を自主的に解決することを努力義務とするとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

さらに、障がい者の雇用を一層促進するため、(1) 事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、(2) 障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが令和2年度から規定されました。

※(2)については、令和元年9月6日施行。

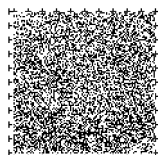
【障がい者の法定雇用率】

	令和3年3月から	令和6年4月から	令和8年7月から(予定)
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国・地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

※令和5年6月現在の本市の雇用率は、市長部局 3.06%・教育委員会 4.14%です。

⑧「発達障害者支援法」の改正

発達障害者支援法は、発達障がいのある人の早期発見と支援を目的として平成17年に施行されました。この法律により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいなどが「発達障害」と総称され、それぞれの障がいの特性やライフステージに応じた支援を行うことが国や自治体、そして国民の責務として定められました。同法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応した



よりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成 28 年 8 月 1 日から施行されました。

この法改正では、発達障がいのある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び発達障がい者の定義の見直し、基本理念の新設、国及び自治体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

⑨「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に施行されました。

この法律では、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

⑩「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和 4 年 5 月に施行されました。

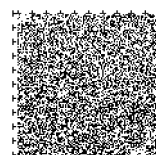
この法律は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるため、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

基本理念としては、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり、障がいのない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどを目指すことです。施策として、情報取得機器等の助成、防災や防犯など緊急通報に係る情報取得の推進等について定めています。

⑪「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行

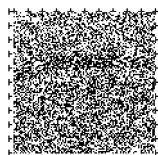
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和 3 年 9 月に施行されました。

この法律は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童への支援措置について定めています。



障がい福祉に関する近年の関連法制度と国・埼玉県・鴻巣市の動向一覧

年度	国	埼玉県	鴻巣市		
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者権利条約の批准 	第 3 期 埼玉県障害者支援計画	第 1 次 鴻巣市障がい者計画		
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 			第 3 期 鴻巣市障がい福祉計画	
平成 27					
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行 ・ 障害者雇用促進法一部改正の施行 ・ 発達障害者支援法一部改正の施行 				第 4 期 埼玉県障害者支援計画
平成 29					
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 	第 5 次埼玉県障害者支援計画			
令和元			第 1 期障がい児福祉計画 第 5 期鴻巣市障がい福祉計画		
令和 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法一部改正の施行 			第 3 次鴻巣市障がい者計画 (令和 3 年 3 月末)	
令和 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 				第 2 期障がい児福祉計画 第 6 期鴻巣市障がい福祉計画
令和 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行 				
令和 5		第 6 期埼玉県障害者支援計画			
令和 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法一部改正の施行 		次期計画		
				本計画	



第2章 障がい者をめぐる状況

第1節 本市の現状

1 人口の推移

住民基本台帳による令和5年4月1日現在の本市の総人口は、117,661人となっています。総人口は平成30年から令和4年までは減少傾向にありましたが、令和5年は微増しています。年齢3区分別人口でみると、18歳未満人口と18～64歳人口は減少傾向にありますが、65歳以上（高齢者）人口は増加傾向にあり、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）も上昇傾向にあります。本市においても、少子高齢化が進んでいます。

総人口と年齢3区分別人口の推移

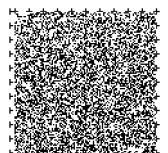
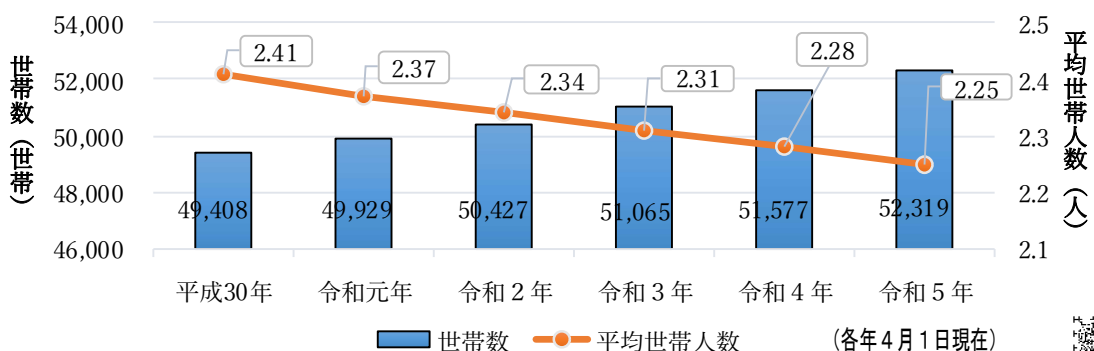
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人口	17,160	16,836	16,567	16,320	16,084	15,916
	(構成比)	(14.4%)	(14.2%)	(14.0%)	(13.8%)	(13.7%)	(13.5%)
18～64歳	人口	68,456	67,578	66,836	66,223	65,706	65,673
	(構成比)	(57.6%)	(57.0%)	(56.6%)	(56.2%)	(55.9%)	(55.8%)
65歳以上	人口	33,358	34,098	34,767	35,352	35,788	36,072
	(構成比)	(28.0%)	(28.8%)	(29.4%)	(30.0%)	(30.4%)	(30.7%)
総人口		118,974	118,512	118,170	117,895	117,578	117,661

(単位:人 各年4月1日現在)

2 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、直近6年間では増加傾向であるものの、平均世帯人数をみると、減少傾向を示しており、核家族化が進行しています。

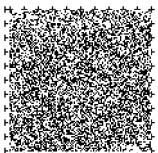
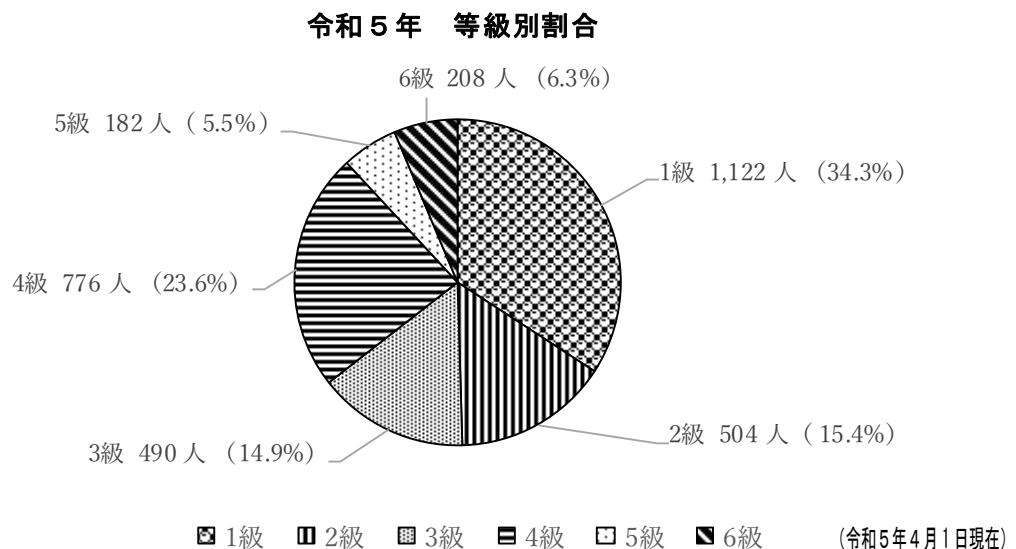
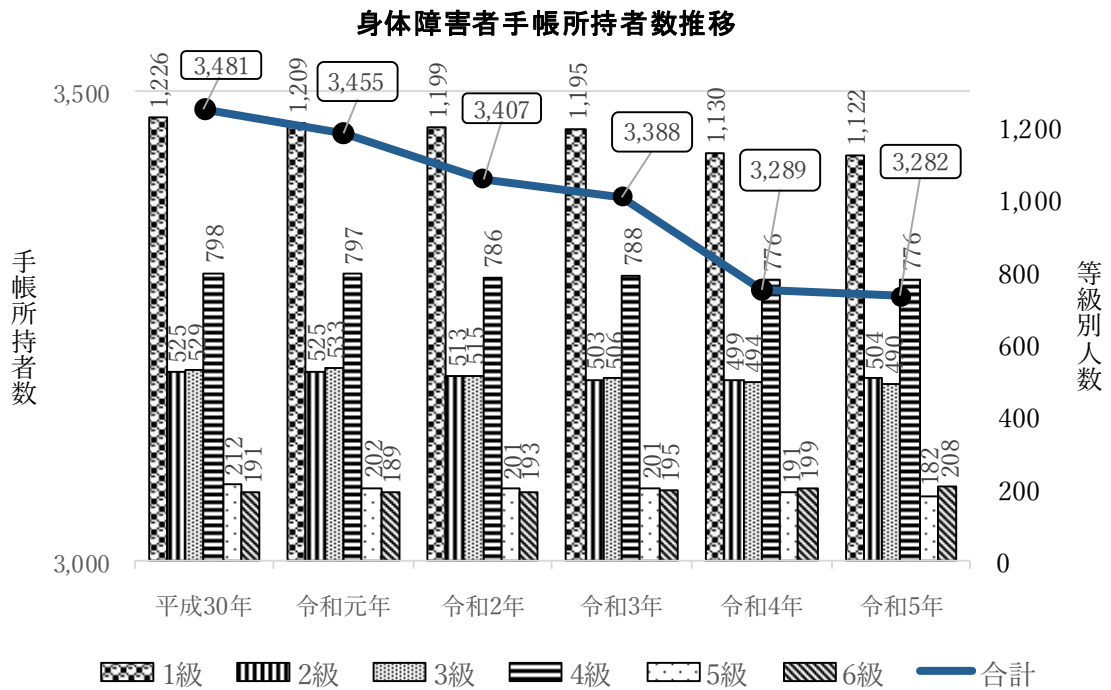
世帯数の推移



だい せつ しょう しゃすうとう すいい
第2節 障がい者数等の推移

1 しんたいしょう しゃ
身体障がい者

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は3,282人、手帳の等級の割合をみると最も多いのが1級で全体の34.3%を占めています。しかし身体障害者手帳所持者数は、平成30年より減少傾向にあります。



令和5年4月1日現在、年齢別身体障害者手帳所持者数をみると、18歳以上が全体の98.9%を占めており、18歳未満はわずか1.1%となっています。

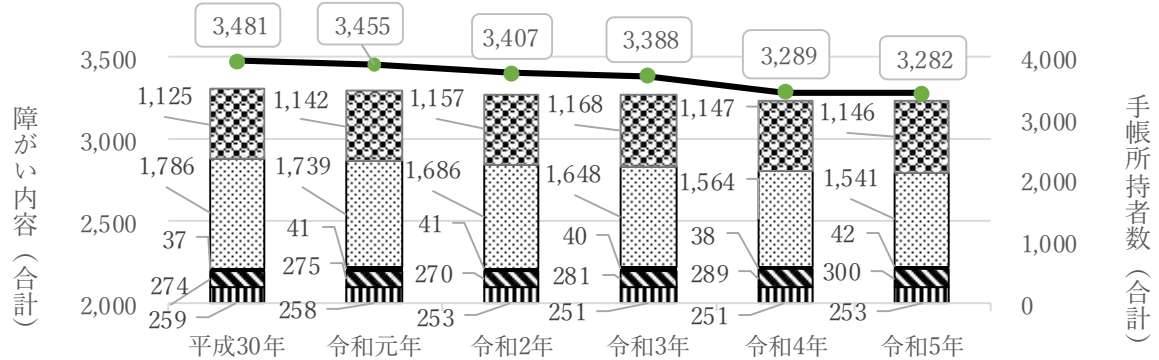
年齢別（18歳未満・18歳以上）身体障害者手帳所持者数の推移

年齢		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	所持者数	47	46	41	49	44	35
	(構成比)	(1.4%)	(1.3%)	(1.2%)	(1.4%)	(1.3%)	(1.1%)
18歳以上	所持者数	3,434	3,409	3,366	3,339	3,245	3,247
	(構成比)	(98.6%)	(98.7%)	(98.8%)	(98.6%)	(98.7%)	(98.9%)

(単位:人 各年4月1日現在)

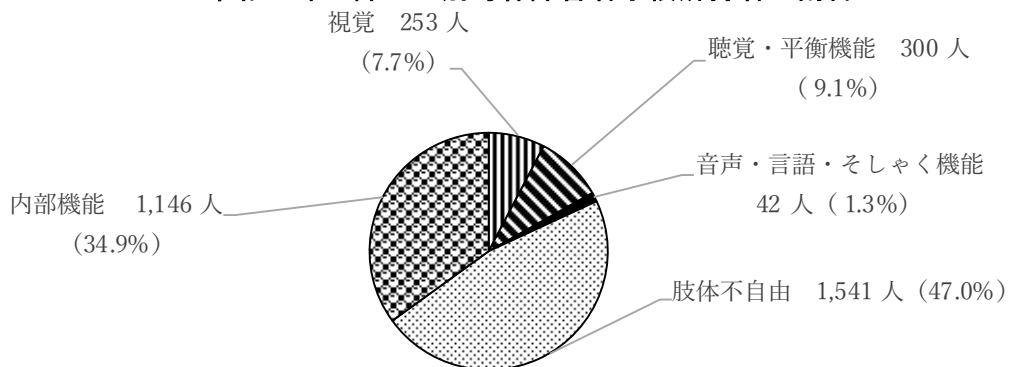
令和5年4月1日現在、障がい別身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由が全体の約半数を占めており、次いで内部機能が34.9%となっています。

障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

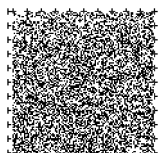


■■■■ 視覚 ■■■ 聴覚・平衡機能 ■■■ 音声・言語・そしゃく機能 ■■■ 肢体不自由 ■■■ 内部機能 ●●● 計
(単位:人 各年4月1日現在)

令和5年 障がい別身体障害者手帳所持者の割合



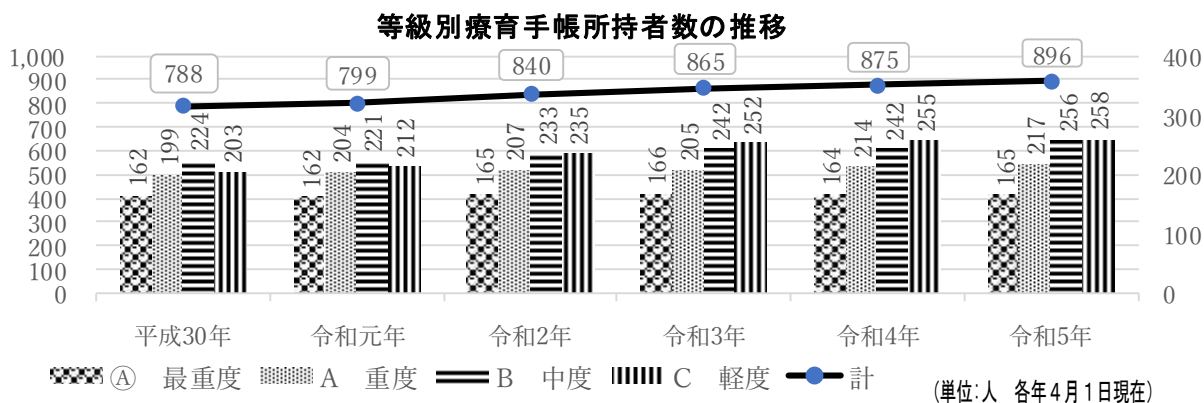
■ 視覚 ■ 聴覚・平衡機能 ■ 音声・言語・そしゃく機能 ■ 肢体不自由 ■ 内部機能
(令和5年4月1日現在)



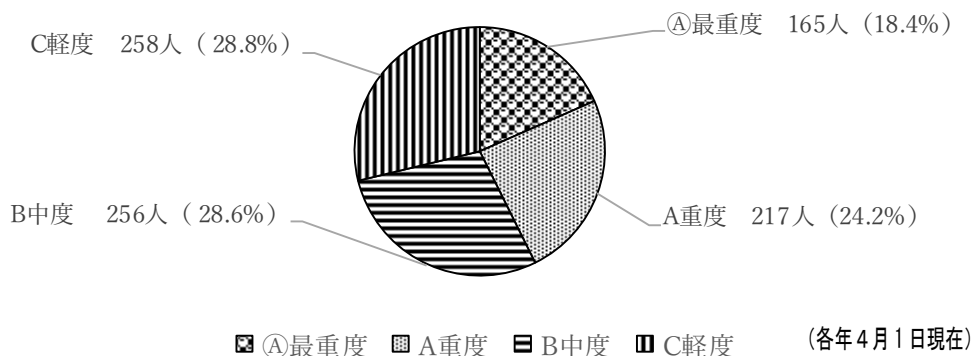
2

知的障がい者

令和5年4月1日現在、療育手帳所持者数は896人と、平成30年と比較すると108人増加しました。等級別の割合で見ると、最重度が18.4%、重度が24.2%、中度が28.6%、軽度が28.8%で、この5年間で軽度知的障がい者の割合が増加しています。



令和5年 等級別療育手帳所持者数の割合

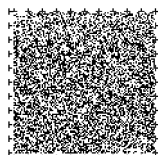


令和5年4月1日現在、年齢別にみると、18歳未満が23.9%、18歳以上が76.1%と、18歳以上の割合が平成30年から毎年増加しています。

年齢別 (18歳未満・18歳以上) 療育手帳所持者数の推移

年齢		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	所持者数	214	215	216	219	214	214
	(構成比)	(27.2%)	(27.0%)	(25.7%)	(25.3%)	(24.5%)	(23.9%)
18歳以上	所持者数	574	584	624	646	661	682
	(構成比)	(72.8%)	(73.0%)	(74.3%)	(74.7%)	(75.5%)	(76.1%)

(単位:人 各年4月1日現在)

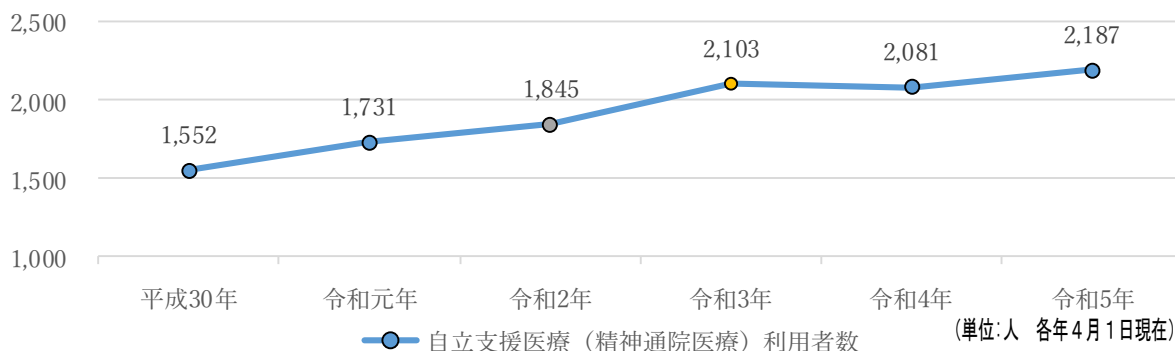


3

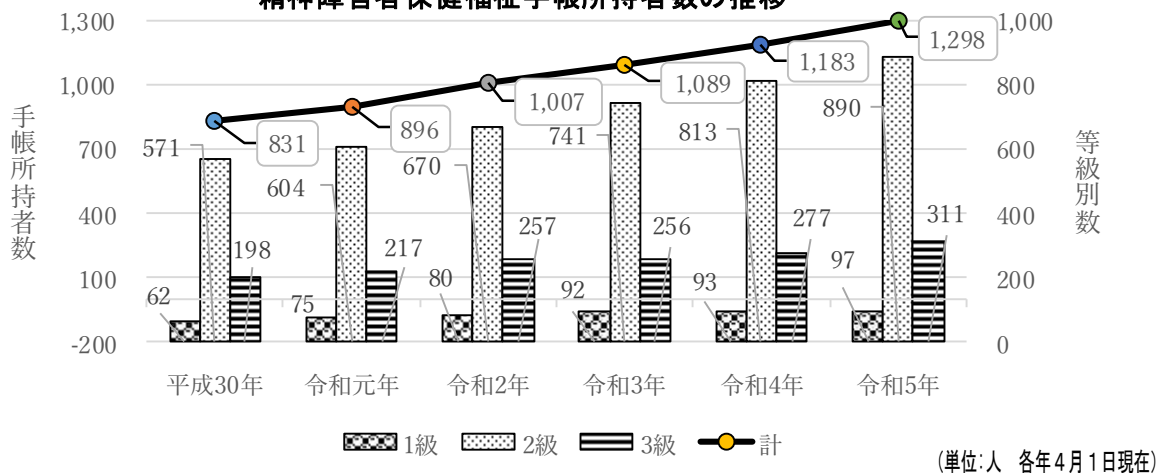
せいしんしょう しゃ 精神障がい者

令和5年4月1日現在の自立支援医療（精神通院医療）利用者数は2,187人で、平成30年と比較すると635人増加しています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,298人と、平成30年と比較すると467人増加しています。

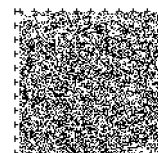
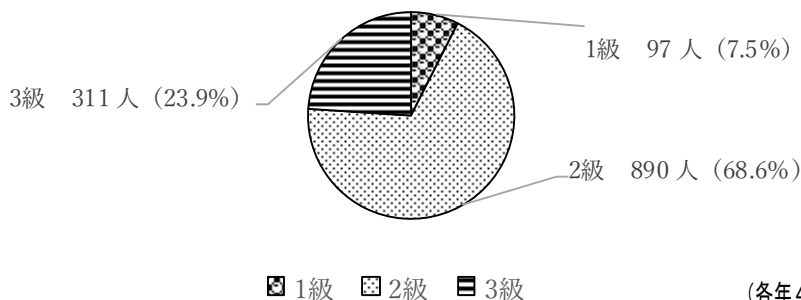
自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



令和5年 精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



4

なんびょうかんじゃ 難病患者

発病などの機構が明らかでなく、治療法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」とし、その治療に係る医療費の一部を公費で負担しています。

令和5年3月31日現在、指定難病医療受給者879人、県単独指定難病医療受給者は2人、先天性血液凝固因子欠乏症等受給者は2人、小児慢性特定疾病医療費受給者は124人です。

難病患者数の推移

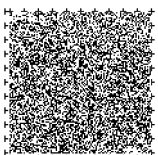
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合 計	受給者数	891	907	943	1,004	976	1,007
	(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
指定難病医療 受給者	受給者数	766	781	814	870	841	879
	(構成比)	(86.0%)	(86.1%)	(86.3%)	(86.7%)	(86.2%)	(87.3%)
県単独指定難 病医療受給者	受給者数	1	1	2	2	2	2
	(構成比)	(0.1%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)
先天性血液凝 固因子欠乏症 等受給者	受給者数	2	2	2	2	2	2
	(構成比)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)
小児慢性特定 疾病医療費受 給者	受給者数	122	123	125	130	131	124
	(構成比)	(13.7%)	(13.6%)	(13.3%)	(12.9%)	(13.4%)	(12.3%)

(単位:人 各年度3月31日現在)

難病患者数の推移



(単位:人 各年度3月31日現在)



5

しょうがいしえんくぶん しょうきょう 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分※」の認定を受けることが必要になる場合があります。

以前は、「障害程度区分」という名称でしたが、本区分が障がいの程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることがわかりにくいこと、また、知的障がい・精神障がいについてはコンピュータによる一次判定で低く判定される傾向にあり、その特性が反映できない恐れがあるなどの課題が指摘されており、平成26年4月より「障害支援区分」に改められました。

本市における「障害支援区分」の認定者の状況は以下の通りです。

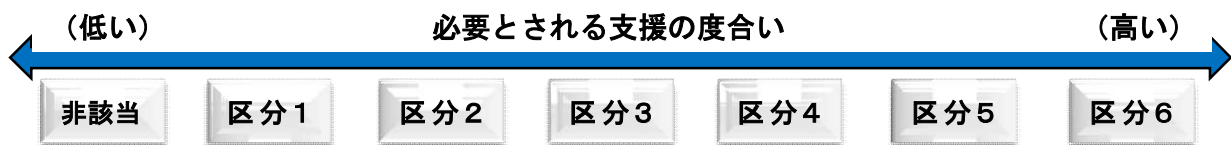
障害支援区分の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	1	3	1	0	1	3
区分2	79	61	60	69	89	92
区分3	78	86	86	93	98	96
区分4	77	80	102	92	102	97
区分5	76	92	96	94	90	91
区分6	152	152	152	146	155	171
計	463	474	497	494	535	550

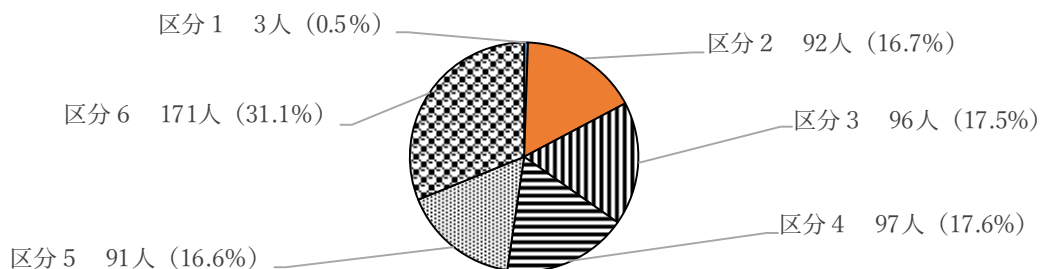
(単位:人 各年4月1日現在)

※「障害支援区分」とは

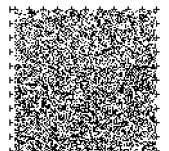
障害者総合支援法第4条第1項第4号で規定する「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」。



令和5年 障害支援区分の割合



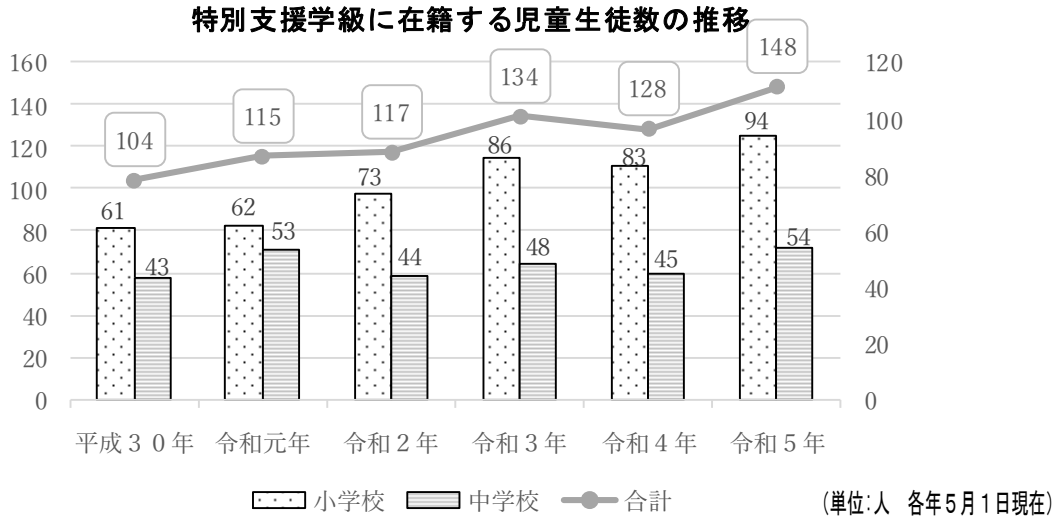
(各年4月1日現在)



6

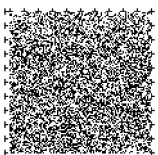
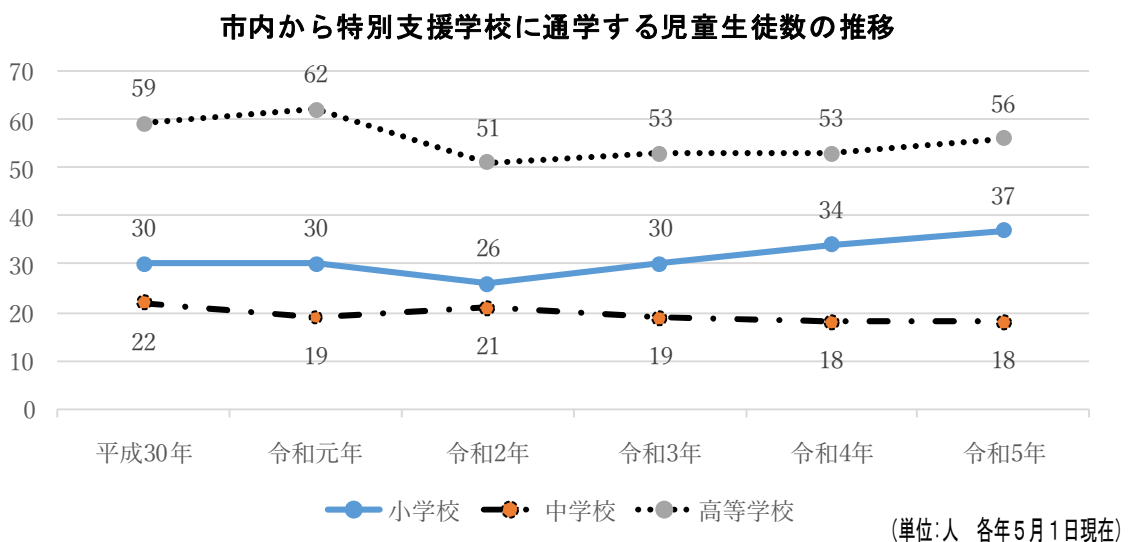
しょう じどうせいとう 障 がいのある児童生徒等

令和5年5月1日現在、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学生が94人、中学生が54人です。平成30年と比較すると、44人増加しています。



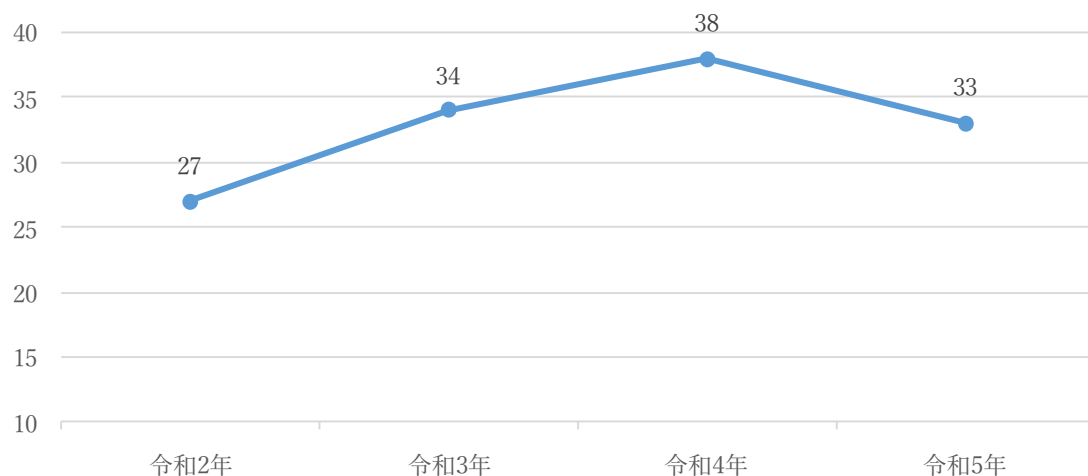
令和5年5月1日現在、市内から特別支援学校に通学する児童生徒数は、小学生が37人、中学生が18人、高校生が56人です。

児童生徒の主な通学先は、県立行田特別支援学校、県立騎西特別支援学校、県立特別支援学校さいたま桜高等学園、県立特別支援学校羽生ふじ高等学園です。



令和5年4月1日現在、未就学の知的障がい児は33人です。

未就学の知的障がい児の推移



(単位:人 各年4月1日現在)

7

このすししょう しゃしゅうろうしえん
鴻巣市障がい者就労支援センター

平成22年6月に設置した鴻巣市障がい者就労支援センターは就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受けています。

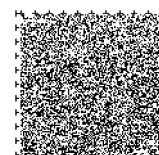
本人の希望、能力、障がいの特性等に応じて、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がいの特性を理解しながら職場に定着できるように支援しています。

令和5年3月31日現在の登録者数は581人、就労者数は367人となっており、就労率は増加傾向にあり、障がい者の社会参加につながっています。

鴻巣市障がい者就労支援センター登録者数等の推移

	登録者数					就労者数					就労率
	身体	知的	精神	その他	合計	身体	知的	精神	その他	合計	
平成29年度	103	111	170	1	385	47	70	66	0	183	47.5%
平成30年度	123	129	203	2	457	41	73	80	0	194	42.4%
令和元年度	133	133	232	2	500	62	89	115	1	267	53.4%
令和2年度	143	145	245	10	543	64	98	109	2	273	50.3%
令和3年度	147	166	279	17	609	81	121	131	6	339	55.7%
令和4年度	126	167	278	10	581	74	134	154	5	367	63.2%

(単位:人 各年度3月31日現在)



だい せつ 第3節 アンケート調査の結果から

1 ちょうさがいよう 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、「第7期鴻巣市障がい福祉計画」及び「第3期鴻巣市障がい児福祉計画」の策定に向けて、障がい者の日常生活の状況、将来への希望、考え方を把握し、施策に反映することを目的に実施しました。

(2) 調査対象

次の方の内から無作為抽出により 400 人の方を対象としました。

- ア 身体障害者手帳の所持者
- イ 療育手帳の所持者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- エ 自立支援医療（精神通院医療）利用者と障害福祉サービスの利用者
- オ 難病患者手当受給者と障害者手帳を所持していない方
- カ 医療的ケアの必要な方
- キ 高次脳機能障害のある方

(3) 調査時期

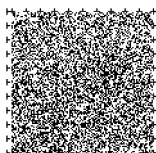
令和5年5月1日～6月1日

(4) 調査方法

郵送配布郵送回収

(5) 回収状況

対象者	対象者数	有効回答数	有効回収率
身体障害者手帳の所持者	186人	200人	50.0%
療育手帳の所持者	50人		
精神障害者保健福祉手帳の所持者	77人		
自立支援医療（精神通院医療）利用者	40人		
難病患者手当受給者	40人		
医療的ケアの必要な方	4人		
高次脳機能障害のある方	3人		



2

おも ちょうさけっか
主な調査結果

(1) 年齢・生活場所 (問1、問4)

前回調査(令和2年)と比較すると、70歳以上の回答者の割合は引き続き40%以上となっています。一方で10～20代の回答者の割合も増加傾向にあります。

また、回答した障がい者の88.5%が自宅で暮らしています。前回調査と比較すると、病院に入院している割合は1.1%上昇していますが、生活の場所は自宅が圧倒的に多くなっています。

「年齢」

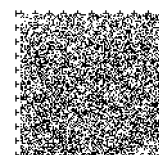
(単位：%)

	回答者数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
令和5年	200人	1.0	6.5	7.5	6.0	10.5	9.0	12.5	42.5	4.5
令和2年	866人	2.0	5.2	5.2	6.6	8.4	9.6	15.5	44.3	3.2
平成26年	843人	0.9	3.6	4.9	8.1	8.9	11.6	19.7	39.0	3.3

「生活場所」

(単位：%)

	回答者数	自宅で暮らしている	病院に入院している	福祉施設に入所している	その他	無回答
令和5年	200人	88.5	2.5	5.0	2.0	2.0
令和2年	866人	86.3	1.4	7.7	3.3	1.3
平成26年	843人	89.0	2.8	5.2	2.0	1.0



(2) 今後、利用したい日中活動の場（問9／複数回答）

今後、利用したいと思う日中活動の場としては、「自宅で過ごしたい」と回答した人が最も多くなっています。続いて、「一般の企業などで働きたい」「施設で入浴等介護を受けたい」が多くなっています。前回調査とほぼ同様の回答順位です。

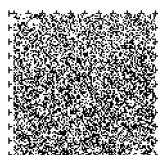
(単位：%)

	回答者数	自宅で過ごしたい	学校などに通いたい	一般の企業などで働きたい	創作的活動や生産活動を行いたい(地域活動支援センター)	施設(事業所)で、入浴、排せつ、食事の介護を受けたい	医療機関で機能訓練等を受けながら過ごしたい	自立した日常生活・社会活動ができる訓練を受けたい	施設内や企業において職場定着のための支援を受けたい	施設内で就労等をして過ごしたい
令和5年	200人	69.5	6.0	15.0	5.5	10.0	2.5	5.0	8.0	5.5
令和2年	866人	63.5	5.4	13.6	3.3	9.6	4.0	6.6	5.0	6.0
平成26年	843人	63.2	3.7	13.0	5.3	9.7	6.5	7.1	5.6	7.1

※「その他」「無回答」を省略

調査結果から

- ◇自宅での生活を希望する声が多くあげられていることから、在宅生活を支援するサービスの提供の需要が高いことがわかります。
- ◇就労や施設での活動を希望する声も多くあげられており、これらの日中活動の受け皿となる施設等の需要も引き続き高くなっています。



(3) 今後、希望する生活形態（問17）

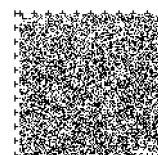
今後、希望する生活形態としては、「自宅で暮らしたい」が最も多く、続いて「施設に入所して暮らしたい」「共同生活援助（グループホーム）」となっています。前回調査とほぼ同様の回答順位です。

(単位：%)

	回答者数	自宅で暮らしたい	共同生活援助 (グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
令和5年	200人	81.0	4.5	8.5	0.0	1.5	4.5
令和2年	866人	81.9	4.3	5.2	0.3	3.8	4.5
平成26年	843人	79.5	4.4	6.6	1.2	3.1	5.2

調査結果から

- ◇自宅での生活を希望する声が多くあげられています。これらの在宅生活を支援するサービスの提供が求められています。
- ◇共同生活援助や施設での生活を希望する声もあげられており、これらの生活の場の受け皿として、入所施設（障害者支援施設）やグループホームの需要も高まっています。



(4) 障がい者が働くために大切な環境整備（問 16／複数回答）

障がい者が働くために大切な環境整備としては、「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多くなっています。続いて、「自分の家の近くに働く場があること」「障がいのある人に適した仕事が開発されること」「事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること」「就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること」となっています。前回調査とほぼ同様の回答順位です。

(単位：%)

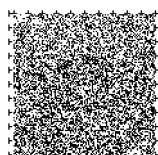
	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和 5 年	200 人	健康状態にあわせた働き方ができること 45.5	自分の家の近くに働く場があること 43.5	障がいのある人に適した仕事が開発されること 34.0	事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること 32.5	就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること 31.5
令和 2 年	866 人	健康状態にあわせた働き方ができること 47.6	自分の家の近くに働く場があること 46.7	事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること 38.5	障がいのある人に適した仕事が開発されること 33.9	就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること 30.8
平成 26 年	843 人	健康状態にあわせた働き方ができること 45.0	自分の家の近くに働く場があること 42.5	事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること 38.7	障がいのある人に適した仕事が開発されること 32.4	就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること 30.5

※ 上位 5 項目を掲載



調査結果から

- ◇個々の障がいにあった仕事や働き方ができるなど、障がいの特性に応じた多様な働く場の確保が求められています。
- ◇就労にあたっては、事業者や従業員の障がいへの理解の促進が、障がい者雇用を促し、雇用の定着化を図ることから、事業者への障がい者雇用の理解を求めるための働きかけが重要です。
- ◇就労の斡旋や調整する機能も求められています。



(5) 外出の際に困っていること（問 22／複数回答）

外出の際に困っていることとしては、「困っていることは特にない」が 36.5%で最も多くなっています。具体的に困っていることの 1 位は「障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない」、続いて、「他人との会話が難しい」「他人の視線が気になる」となっています。前回調査と比較すると、これまで同じ回答が上位に入っていましたが、今回は「他人の視線が気になる」「気軽に利用できる移送手段が少ない」が上位に入った一方、前回に引き続き、「障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない」が 1 位となっています。

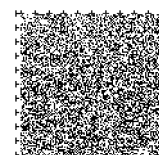
(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和 5 年	200 人	障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない 17.0	他人との会話が難しい 16.5	他人の視線が気になる 15.0	歩道が狭く、道路に段差が多い 14.5	気軽に利用できる移送手段が少ない 11.5
令和 2 年	866 人	障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない 15.2	歩道が狭く、道路に段差が多い 14.5	他人との会話が難しい 14.4	建物などに階段が多く、利用しにくい 10.9	自動車や自転車等に身の危険を感じる 10.5
平成 26 年	843 人	歩道が狭く、道路に段差が多い 18.5	障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない 14.7	他人との会話が難しい 14.0	建物などに階段が多く、利用しにくい 13.9	自動車や自転車等に身の危険を感じる 11.6

※ 上位 5 項目を掲載

調査結果から

- ◇障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない、他人との会話が難しいとの意見があることから、市民全体の障がいへの理解をさらに促進することにより、外出時の見守り、助け合いを図ることが重要です。
- ◇道路や建物の段差等施設のバリアフリーが求められています。関係機関への周知・啓発を進めていきます。
- ◇気軽に利用できる移送手段が少ないとの意見があることから、生活サポート事業などの周知を進め、利用促進を図ります。



(6) 健康管理や医療で困っていること・不便に思ったこと (問 13/複数回答)

健康管理や医療については、「特に困ったことはない」が最も多くなっています。具体的に困っていることは、「医療費の負担が大きい」「専門的な治療を行う医療機関がない」「近所に診てくれる医師がいない」「往診を頼める医者がいない」が上位を占めています。前回調査とほぼ同様の回答順位です。

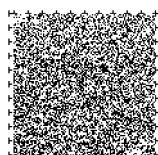
(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和5年	200人	特に困ったことはない 48.0	医療費の負担が大きい 14.5	専門的な治療を行う医療機関がない 13.0	近所に診てくれる医師がいない 8.5	往診を頼める医者がいない 8.5
令和2年	866人	特に困ったことはない 46.7	医療費の負担が大きい 14.8	近所に診てくれる医師がいない 13.7	専門的な治療を行う医療機関がない 11.4	往診を頼める医者がいない 7.2
平成26年	843人	特に困ったことはない 45.3	医療費の負担が大きい 15.4	専門的な治療を行う医療機関がない 14.4	近所に診てくれる医師がいない 10.1	症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない・受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分 6.2

※ 上位5項目を掲載

➡ 調査結果から

- ◇専門的な治療を行う医療機関の不足や、身近な地域での医療機関の不足（往診も含む）が訴えられており、安心して受診できる医療機関の確保に向けた取組が求められています。
- ◇医療費の負担が大きいとの意見が多いことから、手当など経済的支援についての利用促進を図るとともに、制度の周知が求められています。



(7) 避難場所まで自力で避難することができるか (問 26-1)

災害等の非常時に自力で避難できると回答したのは42.0%でした。未回答を含めると半数以上ができない又はできない可能性がある現状となっています。

回答者数	できる	できない	わからない	未回答
200人	42.0%	19.5%	5.0%	33.5%

(8) 災害等の非常時に、周囲の人に知らせることができるか (問 27)

災害等の非常時に周囲の人に知らせることができると回答したのは57.5%でした。40%近くができない又はできない可能性がある現状となっています。

回答者数	できる	できない	わからない	未回答
200人	57.5%	19.0%	20.5%	3.0%

(9) 災害発生時に困ると思われること (問 30/複数回答)

災害発生時に困ることについては、「被害状況、物資の入手方法などがわからない」が最も多くなっています。続いて、「安全なところまですぐに避難することができない」「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」の順となっています。

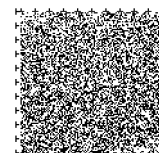
(単位：%)

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和5年	200人	被害状況、物資の入手方法などがわからない 43.0	安全なところまですぐに避難することができない 37.0	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない 32.0	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 26.5	救助を求めることができない 20.0
令和2年	866人	安全なところまですぐに避難することができない 41.8	被害状況、物資の入手方法などがわからない 34.6	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない 29.7	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 21.9	障がいにあった避難所が近くにない 20.7
平成26年	843人	安全なところまですぐに避難することができない 40.7	被害状況、物資の入手方法などがわからない 33.9	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない 26.7	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 19.9	障がいにあった避難所が近くにない 19.7

※ 上位5項目を掲載

調査結果から

- ◇災害時等緊急時に、災害等の発生を理解させ避難を促すための仕組みが求められています。
- ◇災害時等安全なところへの避難に困難を伴う障がい者も多く、また緊急時において周囲の人に知らせることができない可能性がある方が多数いることから、避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援や地域の助け合いや警察、消防、民生委員との連携が求められています。
- ◇まわりの人とのコミュニケーションに不安を抱えている障がい者が多いことから、災害時の障がい者に対するコミュニケーション支援が重要です。
- ◇避難先においても、障がい者に配慮した避難所が求められています。



(10) 福祉サービスなどの情報の入手先（問 32／複数回答）

福祉サービスなどの情報の入手先としては、「市の広報紙・ホームページ」が最も多くなっています。続いて、「家族、親せき」「病院、診療所」、「インターネット（市・県以外）」「市役所の職員」となっています。前回調査とほぼ同様の回答順位となっていますが、「インターネット（市・県以外）」を利用している方が増えたことで、新たな情報入手先が上位に加わりました。

（単位：％）

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和5年	200人	市の広報紙・ホームページ 40.0	家族、親せき 25.5	病院、診療所 19.0	インターネット（市・県以外） 15.5	市役所の職員 15.0
令和2年	866人	市の広報紙・ホームページ 51.2	家族、親せき 20.7	テレビ、新聞、ラジオ 15.9	友人、知人 13.3	市役所の職員 11.8
平成26年	843人	市の広報紙・ホームページ 50.4	家族、親せき 21.5	テレビ、新聞、ラジオ 19.1	病院、診療所 14.9	友人、知人 11.5

※ 上位5項目を掲載

➡ 調査結果から

◇市の広報紙、ホームページなどの重要な情報源を、障がいの状況に応じた、使いやすいものへと更に充実していくことが求められています。

(11) 福祉サービスの利用意向（問 10）

今後利用したい福祉サービスについては、「福祉タクシー券又は自動車燃料費の助成」が最も多くなっています。続いて、「相談支援事業」「ショートステイ」「地域活動支援センター事業」「就労支援事業」となっています。

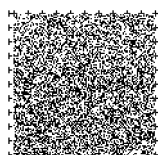
回答者数	1位	2位	3位	4位	4位
200人	福祉タクシー券 又は自動車燃料費の助成	相談支援事業	ショートステイ	地域活動支援センター事業	就労支援事業

※ 上位5項目を掲載

➡ 調査結果から

◇福祉タクシー券又は自動車燃料費の助成は、障がい者の社会参加を促進することから、継続していくことが求められています。

◇相談支援事業の一層の充実を図るため、相談支援体制の整備が求められています。



(12) 今後の生活で不安に思っていること（問 18／複数回答）

今後の生活で不安に思っていることは、「障がい（病気）のこと」が最も多くなっています。続いて、「経済的なこと」「家族のこと」「家事など日常生活のこと」「就職のこと」「住まいのこと」となっています。前回調査と、ほぼ同様の回答となっています。

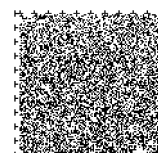
（単位：％）

	回答者数	1位	2位	3位	4位	5位
令和 5 年	200人	障がい（病気）のこと 55.0	経済的なこと 47.0	家族のこと 42.5	家事など日常生活のこと 33.0	就職のこと・住まいのこと 17.5
令和 2 年	866人	障がい（病気）のこと 53.0	経済的なこと 41.3	家族のこと 36.8	家事など日常生活のこと 30.6	住まいのこと 13.9
平成 26 年	843人	障がい（病気）のこと 54.6	経済的なこと 48.3	家族のこと 38.9	家事など日常生活のこと 29.4	住まいのこと 14.2

※ 上位 5 項目を掲載

調査結果から

- ◇障がいや病気についての不安を抱えた方が多く、相談できる場所の確保・充実を図るとともに、障がい者一人ひとりにあったケアマネジメント体制の確立が求められています。
- ◇経済的な不安を抱えた方も多いことから、手当など経済的支援についての利用促進を図るとともに、制度の周知徹底が求められています。
- ◇障がい者が安心して暮らすことができる、住まいの場の確保が求められています。
- ◇家事など日常生活に対しての不安が、年々多くなっていることから、制度の周知徹底が求められています。



(13) 市の障がい者施策の「今後の重要度」と「現在の満足度」(問 35)

市の障がい者施策の中で「今後の重要度」が最も高いものは、「福祉サービスの充実」「住まい・移動手段の確保」となっています。続いて、「相談支援体制の充実」「生活環境の整備促進」「予防・早期発見・治療の推進」となっています。

また、「今後の重要度」が高く「現在の満足度」が最も高い(満足・やや満足の割合が高い)ものは、「住まい・移動手段の確保」となっています。

反対に「今後の重要度」が高く「現在の満足度」が最も低い(やや不満、不満の割合が高い)ものは、「福祉サービスの充実」「相談支援体制の充実」となっています。

「今後の重要度」で重要、やや重要と回答した割合

(単位：%)

回答者数	1位	1位	2位	3位	4位
200人	福祉サービスの充実 61.0	住まい・移動手段の確保 61.0	相談支援体制の充実 51.5	生活環境の整備促進 51.0	予防・早期発見・治療の推進 50.0

※ 上位5項目を掲載

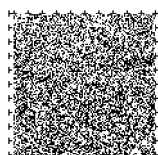
「今後の重要度」で重要、やや重要と回答した割合の上位5項目の「現在の満足度」

(単位：%)

回答者数	質問項目	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	未回答
200人	福祉サービスの充実	7.5	14.0	45.0	12.0	4.5	17.0
200人	住まい・移動手段の確保	9.5	16.5	41.5	11.5	3.0	18.0
200人	相談支援体制の充実	4.5	6.0	48.5	11.5	5.0	24.5
200人	生活環境の整備促進	2.5	8.0	53.5	12.5	2.0	21.5
200人	予防・早期発見・治療の推進	8.0	10.0	50.5	7.0	2.5	22.0

➡ 調査結果から

- ◇ 全体的に重要度が高い項目については他の項目に比べ不満と感じている方が多くなっています。
- ◇ 重要度が一番高いと回答があった、「福祉サービスの充実」は、現在の満足度に対する不満が高いため、利用者のニーズに配慮し福祉サービスをより充実させていく必要があります。
- ◇ 「相談支援体制の充実」は、現在の満足度も低く、不満も高いため、相談支援員の増員など、相談支援体制の整備について、対応が求められています。



(14) 成年後見制度について（問 36、問 37）

成年後見制度を知っていると回答しているのは3割程度となっており約7割は制度について詳細はわからないという結果でした。

また、今後利用したいと回答した人は、2割程度でした。

「成年後見制度を知っているか」

(単位：%)

回答者数	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない	未回答
200人	29.5	32.0	29.5	9.0

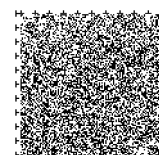
「成年後見制度を利用したいか」

(単位：%)

回答者数	利用したい	利用せず、家族に任せたい	わからない	未回答
200人	21.0	44.5	31.0	3.5

➡ 調査結果から

- ◇制度の内容を知っている、利用したいという希望者が少ないという現状でした。
- ◇制度について広く理解していただくため、今後制度の周知をしていく必要があります。



アンケートの自由記入欄に記入のあった事項は、今後、施策等を進めていくうえで、提起された課題であると考えます。以下のことは特に回答が多かった内容を記載します。

■日常生活に関すること

- ・移動制約者に対しての移動手段の拡充及びその費用について
（バスの本数が少ない、バスの路線が不便、ガソリン券等の助成が少ない等）
- ・インフラの整備について（点字ブロックがくすんでいる、歩道の段差）

■就労に関すること

- ・障害者雇用の充実（障害者枠の求人の増加、在宅ワークの拡充について等）

■障がい福祉サービスに関すること

- ・障がい福祉サービス等の情報収集の方法について
- ・施設の拡充
- ・障がい福祉サービス等の周知方法について

■地域に関すること

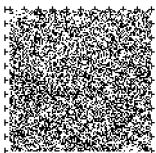
- ・大きい病院がなく市外の病院に通院することに対する負担が大きい
- ・障がい者への理解を深めるための啓発
- ・障がい者同士の交流の場、悩みを相談できる場の提供

■災害対応に関すること

- ・最初から障がい者が気兼ねなく避難できる場所の創設（福祉避難所等）
- ・災害時の避難場所等の周知

■その他

- ・成年後見についての周知（パンフレット等の配布）
- ・ヘルプマークの活用について



各障害者団体からの意見等は、今後、施策等を進めていくうえで、提起された課題であると考えます。特に回答が多かった内容を記載します。

■日常生活に関すること

- ・ひなちゃんタクシーの利用回数を増やしてほしい。また電話以外の予約方法を用意してほしい。
- ・フラワー号の運行回数を増やしてほしい。またバス停の数を増やしてほしい。

■就労に関すること

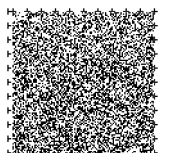
- ・障がい者就労支援センターの窓口を増やしてほしい。

■地域に関すること

- ・手話言語の国際デーや障がい者の日など、イベントに合わせた啓発活動を行ってほしい。
- ・障がいへの理解について、世代を超えた地域交流教育を進めてほしい。

■災害対応に関すること

- ・福祉避難所を障がい者は直接利用できるようにしてほしい。
- ・個別避難計画の策定をすすめてほしい
- ・地域の安全についてネットワークを構築してほしい。



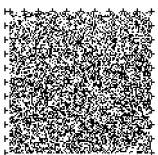
だい しょう しょう ふくしけいかく しょう じふくしけいかく 第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

だい せつ れいわ ねんど せいかもくひょう すうちもくひょう せってい 第1節 令和8年度の成果目標（数値目標）の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たっては、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下「国基本指針」といいます。）」により、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（成果目標）を設定することが適当とされています。

そのため、本市においても国基本指針と同様に次の7項目について成果目標（数値目標）を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



1

ふくしせつ にゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこう 福祉施設の 入 所 者 の 地 域 生 活 へ の 移 行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国基本指針の考え方

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

埼玉県の考え方

地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、地域移行の促進と並行して施設整備は行うとしているため。

鴻巣市の考え方

福祉施設入所者の家族等からは、「早く退所させて地域で過ごさせたい」という考えがある一方、「入所施設で過ごしたい」と考える方も多く、地域生活への移行には本人の意思が確認されていることが重要です。

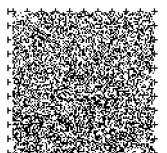
福祉施設からの退所者が出ないと入所も進まず、入所待ちをしている方（令和5年8月末時点で11人）も多い状況であり、福祉施設入所者数が令和4年度末時点の95人から今後大きく変わって推移していくことは考えにくいいため、施設入所者の削減数の数値目標は、県と同様設定しません。

しかし、福祉施設からの入退所は生じているため、「令和4年度末時点での福祉施設入所者95人のうち、令和8年度末時点での地域生活への移行者数」については、国基本指針や県の考え方と同様、6%以上に当たる6人を目標とします。

施設入所者の数を常に把握して、関係機関と連携することにより、地域生活への移行を希望する方を支援、推進していきます。

項目 期別	令和4年度末時点での 福祉施設入所者数	左記のうち、令和8年度末時点 での福祉施設入所者数の目標	地域生活 移行者数	地域生活 移行率
第7期 令和6年度～令和8年度	95人	89人	6人	6.3%

※福祉施設入所者数：障害福祉サービスのうち、「施設入所支援」を利用している人
地域生活への移行：自宅やグループホーム（共同生活援助事業所）等に生活の場所を移すこと。



精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築するためには、地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進していく必要があります。

そのため、保健、医療、福祉関係者が連携して精神障がい者の地域移行、地域定着等を推進する体制を築いていく必要があります。本市では、北本市と共同で設置している鴻巣北本地域自立支援協議会の専門部会等を活用し、これらに関する協議を推進します。

国基本指針の考え方

- ① 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ② 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり。（市は設定不要）

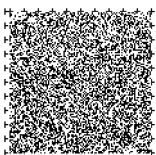
鴻巣市の考え方

次のページのとおり、見込みを設定します。

精神障がいのある方も、地域で安心して生活することができるよう、市民に対し精神障がいに対しての差別や偏見の解消に向けて、鴻巣北本自立支援協議会の専門部会による精神フォーラムや差別解消の研修会などを通じて周知、啓発を進めます。

また、長期入院の精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、基幹相談支援センター、精神科病院や保健所、相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、ピアサポーター等と連携を図り、協議の場を設けることにより支援体制を構築し支援を進めます。

なお今回より、精神障がい者の自立訓練（生活訓練）について見込みを設定します。



(1) 保健・医療及び福祉関係者による協議の場 [年]

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
参加延人数	83人	79人	60人	60人	60人	60人
目標設定・ 評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(2) 精神障がい者の地域移行支援 [年]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	0人	1人	2人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	2人	2人	3人

(3) 精神障がい者の地域定着支援 [年]

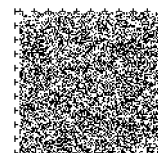
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	0人	0人	0人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	0人	1人	1人

(4) 精神障がい者の共同生活援助 [年]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	45人	59人	62人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	65人	68人	72人

(5) 精神障がい者の自立生活援助 [年]

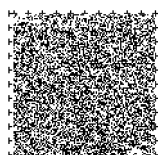
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	0人	0人	0人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	0人	1人	1人



(6) 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

〔年〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	12人	13人	14人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	15人	16人	17人



3

ちいきせいかつしえん じゅうじつ 地域生活支援の充実

国基本指針では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等を確保することが求められています。

本市では、令和2年度に北本市と共に鴻巣・北本地域における地域生活支援拠点を整備しました。

国基本指針の考え方

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり。

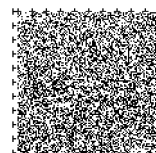
鴻巣市の考え方

鴻巣北本地域自立支援協議会を構成している北本市と共に、鴻巣・北本地域で面的整備型による地域生活支援拠点の整備を令和2年度より進めています。今後も機能の充実を更に図るため、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の拡充を進めます。強度行動障害を有する者に関しての状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備も進めます。

また、整備した地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討は、自立支援協議会を活用して毎年度実施します。

また強度行動障害を有する者に対する支援体制については、令和8年度までに、圏域での整備を目指し、北本市と協議を進めます。

項目	現状	目標
地域生活支援拠点等の確保・充実	1つ	圏域に1つ以上確保
コーディネーターの配置人数	1人	圏域に1人以上配置
運用状況の検証及び検討	年1回実施	年1回実施
強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備	無	有



障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国基本指針の考え方

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

埼玉県の考え方

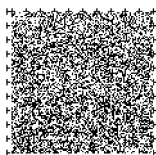
国基本指針のとおり。

鴻巣市の考え方

本市では、令和8年度末における一般就労への移行者等の目標は、国基本指針及び県の考え方と同様とし、具体的な数値目標は次の表に掲げるとおりとします。

就労定着支援事業の利用者数については、59ページに見込数を記載していますが、令和3年の実績が月平均19人のため、1.41倍以上の27人を目標値とします。

ただし、「就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする」という部分については、現在市内に就労定着支援事業所が1つのみ（令和5年9月末現在）であるため、目標設定はしないこととします。



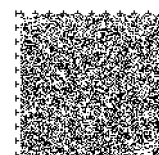
期別	項目	一般就労すると見込まれる者の数	
		計 画	備 考
第7期 令和6年度～令和8年度		令和8年度の移行者 47人	令和3年度実績(36人)の1.28倍以上

期別	項目	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	
		計 画	備 考
第7期 令和6年度～令和8年度		令和8年度の移行者 45人	令和3年度実績(34人)の1.31倍以上

期別	項目	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	
		計 画	備 考
第7期 令和6年度～令和8年度		令和8年度の移行者 1人	令和3年度実績(0人)の概ね1.29倍以上

期別	項目	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	
		計 画	備 考
第7期 令和6年度～令和8年度		令和8年度の移行者 1人	令和3年度実績(0人)の概ね1.28倍以上

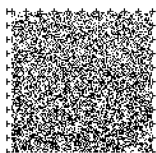
期別	項目	就労移行支援事業利用終了者等のうち一般就労に移行した割合が5割以上の事業所	
		計 画	備 考
第7期 令和6年度～令和8年度		令和8年度の就労移行支援事業利用終了者等のうち、一般就労に移行した割合が5割以上の事業所が、就労移行支援事業所全体に占める割合	5割以上



国基本指針では、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるとされているため、地域における支援体制の構築について目標を設定します。

国基本指針の考え方

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ② 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。その際、令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



埼玉県の考え方

国基本指針のとおり。

鴻巣市の考え方

① 本市においては、発達上何らかのサポートが必要な児童を対象とした児童発達支援センターとして「つつみ学園」を設置するとともに、「こどもデイサービスセンター」では、療育を中心とした支援（言語療法、親子教室、ポーター等）や放課後等の居場所の提供を行っています。

また、地域の障がい児通所施設等が、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが求められていますが、児童発達支援センターはその中核を担う機関と位置づけられるものです。

② 県の策定目標となります。

③ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。

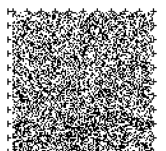
医療的ケア児を含む重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域（上尾市、伊奈町）で設置されていますが、鴻巣・北本地域での設置がないため、確保を目指します。

④ 医療的ケア児とその家族が安心して生活を送るためには、地域における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の支援体制が必要です。関係機関等が連携を図るための協議の場は、本市では北本市と共同で設置されています。

医療的ケア児に対する多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する役割を担う必要があります。現時点で配置済ではありますが、今後もコーディネーター養成の研修の受講を働きかけていきます。

⑤ 障がい児入所施設に入所している児童についての18歳以降の移行調整に係る協議の場については、県の整備目標ですが、県から参画依頼があった場合は、協力するものとします。

項目	令和4年度実績	令和8年度末の目標
児童発達支援センターの設置	設置済	維持
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未構築	構築
重症心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済	維持
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	維持
医療的ケア児等に関する協議の場の実施	実施	実施



障がい者等が地域において自立した生活を営むには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種のニーズに対応する相談支援体制を構築することが不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な医療や福祉サービス等につながるよう、関係機関との連携に努める必要があります。このことから、基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施や人材育成・連携強化による取組が求められています。

国基本指針の考え方

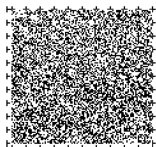
相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項（※1）に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組とともに、これらの取組に必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

※1 基本指針別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数・協議会の専門部会の設置数及び実施回数を見込みを設定する。



埼玉県の方針

国基本指針のとおり。

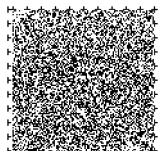
鴻巣市の考え方

本市においては、令和2年度より北本市と共同で設置した鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施しています。

今後、次の表のとおり令和8年度末までの数値目標を設定し、基幹相談支援センターが中心となって、障がい者等からの相談に応じる相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、自立支援協議会で相談支援事業所の参画による事例検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の数	50件	55件	60件
基幹相談支援センターによる相談支援事業者の人材育成の支援の実施	20件	25件	30件
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施	15回	20回	25回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
自立支援協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業者参画による事例検討会実施回数、参加事業者数・機関数	3回	3回	3回
	11事業者数	11事業者数	11事業者数
専門部会の設置数、実施回数	1部会数	1部会数	1部会数
	3回	3回	3回



しょうがいふくし とう しつ こうじょう とりくみ かか 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係 る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、多くの障害福祉サービス事業者が参入する中で、障害者総合支援法の目的を果たすためには、利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、国基本指針では、各種研修の活用や請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行う事業所の確保のための取組を行う体制を構築することとしています。

国基本指針の考え方

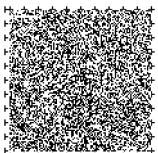
県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

そこで、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項（※1）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

※1 基本指針別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。



埼玉県の考え方

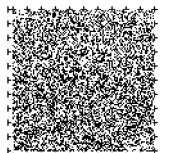
国基本指針のとおり（「計画的な人材養成の推進」「指導監査結果の関係市町村との共有」は、市では設定不要）。

鴻巣市の考え方

職員が障害福祉サービス等に係る研修を通して知識を習得することは、業務を行う上で不可欠なものです。このため、各種研修への参加の機会を増やし、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めていきます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する体制を取り、共有を進めることで、事業所は請求に当たっての注意点を把握することができます。また、市にとっても、適正な運営を行う事業所を確保できるとともに、請求の過誤の減少は事務負担の軽減につながり、障害福祉サービス提供関連業務への注力が可能となることで、質の向上へ結びつくと考えます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数(延べ人数)	20人	25人	30人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業所や関係自治体等と共有実施回数(年間)	0回	1回	1回



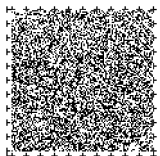
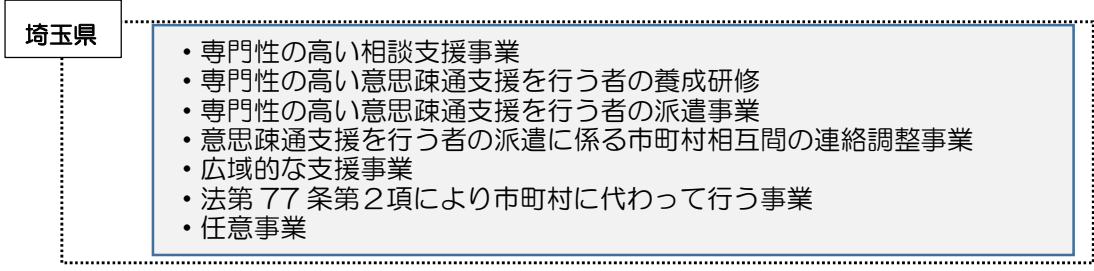
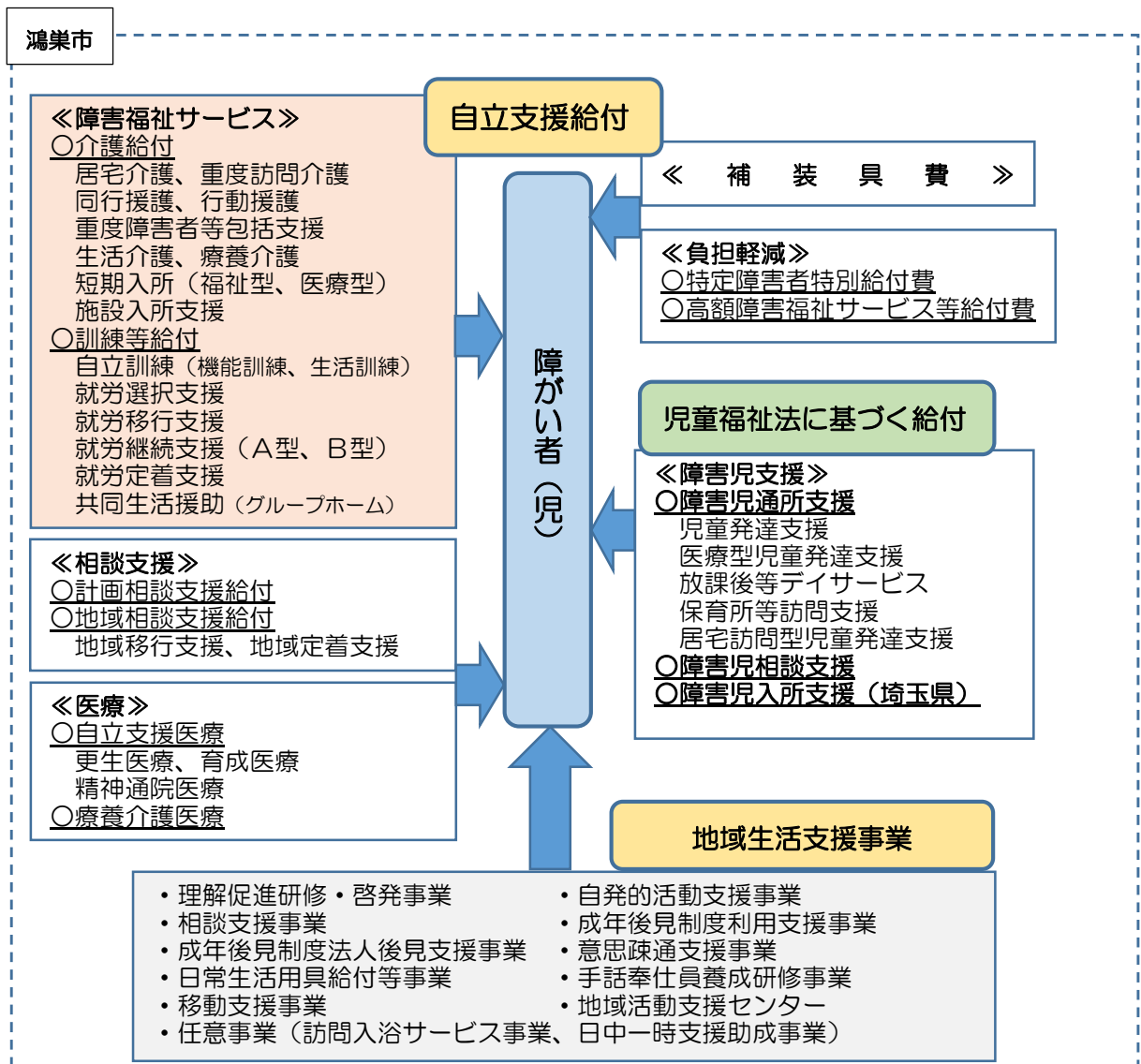
だい せつ しょうがいふくし とうみこみりょう かくほほうさく
第2節 障害福祉サービス等見込量と確保方策

本計画では、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援等について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

障害福祉サービス等の全体像（障がい者、障がい児）

障がい者（児）を対象とした、障害福祉サービスは、障害者総合支援法に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況等に応じて市町村が柔軟に実施することができる「地域生活支援事業」があります。

また、障がい児を対象としたサービスは、児童福祉法に基づき実施されています。



市内の障害福祉サービス事業所数の推移

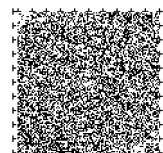
	サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年8月
1	居宅介護	16	17	17	19	20	20
2	重度訪問介護	16	16	16	18	19	19
3	同行援護	5	4	3	4	4	4
4	行動援護	3	3	3	3	3	3
5	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
6	生活介護	7	9	10	10	10	10
7	療養介護	0	0	0	0	0	0
8	短期入所	3	4	4	5	8	8
9	施設入所支援	1	1	1	1	1	1
10	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
11	自立訓練(生活訓練)	1	1	1	1	1	1
12	宿泊型自立訓練	1	1	1	0	0	0
13	就労移行支援	2	2	4	4	4	4
14	就労継続支援A型	0	0	0	1	1	1
15	就労継続支援B型	8	10	10	8	9	9
16	就労定着支援	0	1	1	0	0	1
17	共同生活援助	23	24	28	32	32	36
18	自立生活援助	0	0	0	0	0	0
19	計画相談支援	6	7	7	6	7	7
20	地域移行支援	1	1	1	1	1	1
21	地域定着支援	1	1	1	1	1	1
	合計	94	102	108	114	121	126

※共同生活援助の平成30年度～令和2年度は、サテライト型1箇所を含む事業所数。

市内の障害児通所事業所数の推移

	サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年8月
1	児童発達支援	5	5	7	11	13	13
2	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
3	放課後等デイサービス	5	5	7	11	12	12
4	保育所等訪問支援	1	1	2	2	2	2
5	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
6	障害児相談支援	3	4	4	3	4	4
	合計	14	15	20	27	31	31

※各表の数値は各年度末の事業所数。ただし、令和5年度は8月1日現在の事業所数。



【1】訪問系サービスの見込量

(1) 居宅介護

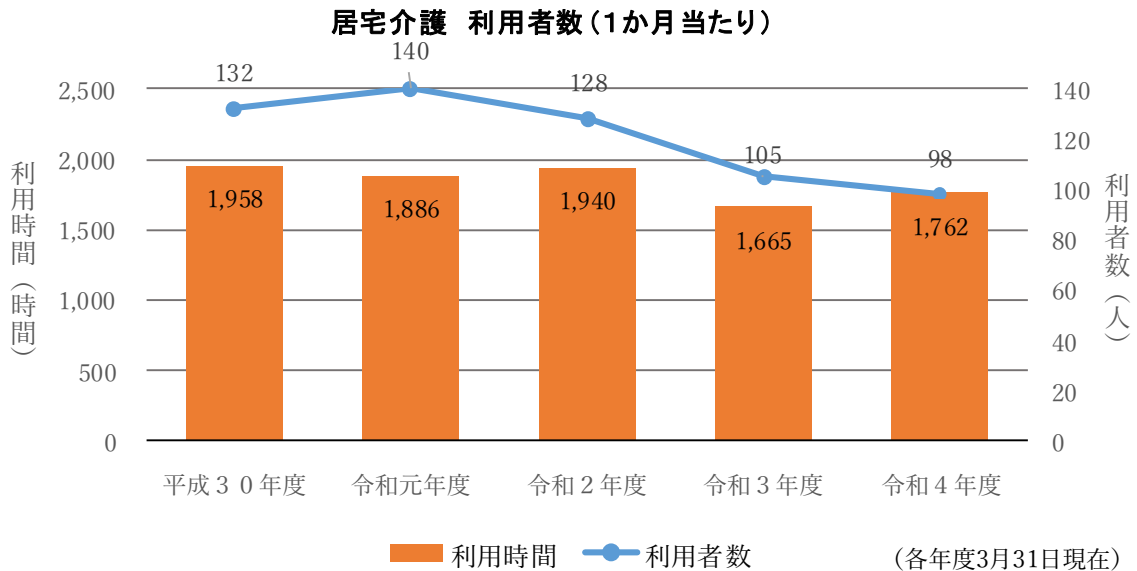
＜サービスの概要＞

障がい者等の居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に平均的な1人当たりの利用時間等を勘案して、サービス量を見込みました。

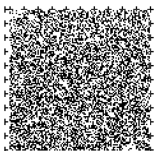
過去の実績でみると、利用時間数、利用者数ともに減少傾向です。



[サービスの見込量]

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用時間	1,665 時間	1,762 時間	1,654 時間
利用者数	105 人	98 人	93 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用時間	1,620 時間	1,620 時間	1,620 時間
利用者数	90 人	90 人	90 人



(2) 重度訪問介護

<サービスの概要>

重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院や介護老人保健施設等に入院又は入所している障がい者等に対し意思疎通の支援その他必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に平均的な1人当たりの利用時間等を勘案して、サービス量を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用時間	6,002 時間	5,062 時間	5,068 時間
利用者数	14 人	14 人	14 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用時間	5,068 時間	4,706 時間	4,706 時間
利用者数	14 人	13 人	13 人

(3) 同行援護

<サービスの概要>

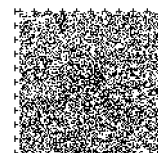
視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に平均的な1人当たりの利用時間等を勘案して、サービス量を見込みました。過去の利用実績でみると利用者数に増減はありませんが、利用時間は増加しています。利用対象となる可能性が高い視覚障がい2級以上の身体障害者手帳所持者数は165人（令和5年8月末時点）です。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用時間	181 時間	197 時間	220 時間
利用者数	17 人	17 人	20 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用時間	220 時間	231 時間	231 時間
利用者数	20 人	21 人	21 人



(4) 行動援護

<サービスの概要>

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があり常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に平均的な1人当たりの利用時間等を勘案して、サービス量を見込みました。

【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用時間	544 時間	702 時間	715 時間
利用者数	47 人	49 人	50 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用時間	744 時間	758 時間	787 時間
利用者数	52 人	53 人	55 人

(5) 重度障害者等包括支援

<サービスの概要>

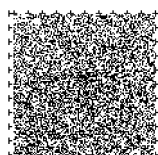
常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、共同生活援助等の複数のサービスを包括的に提供します。

<サービスの見込量>

近年利用実績がありませんが、サービスの性質から1人当たりの利用時間等を勘案して、サービス量を見込みました。

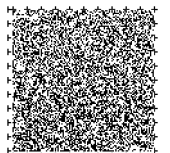
【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用時間	0 時間	0 時間	382 時間
利用者数	0 人	0 人	1 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用時間	382 時間	382 時間	382 時間
利用者数	1 人	1 人	1 人



【2】訪問系サービスの見込量確保のための方策

- アンケートの調査結果によると、今後希望する生活形態としては、「自宅で暮らしたい」が最も多くなっており、訪問系サービスを含む在宅生活を支援するサービスの充実が求められています。在宅で支援を受けながら生活している重度の障がいのある方や、難病等により医療的ケアを受けながら生活を送る方もおり、訪問系サービスのニーズは高いと思われます。ここ数年の傾向では、利用者数や利用時間がやや減少傾向のサービスもありますが、今後増加に転じる可能性もあります。市内外の社会福祉法人や関係団体等に働きかけ、訪問系サービスの提供体制の充実に努めます。
- 訪問系サービス事業者のうち、介護保険サービスのみ対応している事業者もあるため、障害福祉サービスにも対応可能な事業者が増えるよう、事業者に対して障がいへの理解が深まるような働きかけや情報提供を行い、見込量の確保に努めます。
- 居宅介護については、事業の担い手であるヘルパーの人材不足が課題となっています。介護では顕著な課題として鴻巣市高齢者福祉計画をはじめとした取組が行われておりますが、障がい福祉での対応は遅れているのが現状です。障がい福祉サービスにおける人材の必要性について、ホームページ等で啓発活動を行います。
- 鴻巣北本地域自立支援協議会の部会の活動を通じて、事業所同士のネットワークや連携体制づくりを支援します。
- 支援困難事例の対応を支援するため、必要に応じて基幹相談支援センターを含む支援関係者等による個別支援会議を開催します。



【1】日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

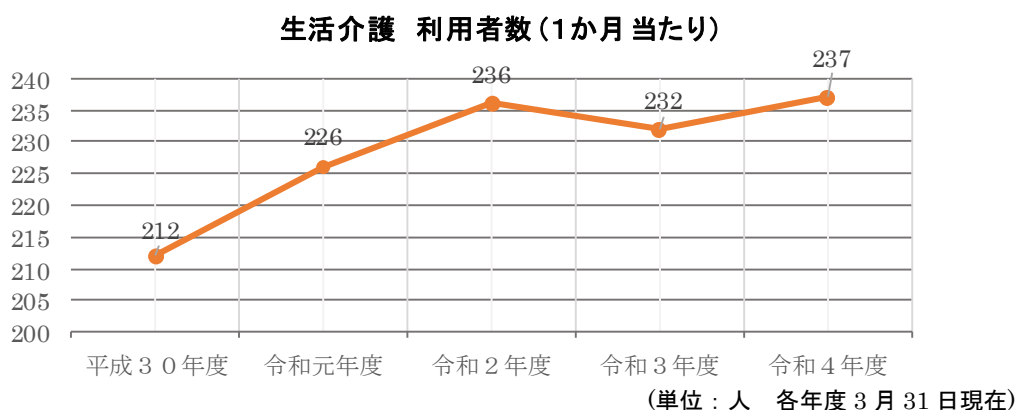
<サービスの概要>

主として昼間、常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者数、特別支援学校卒業生数等から推計した利用者数に、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案して、サービス量を見込みました。利用者数は徐々に増えています。

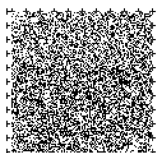
なお国の指針により、新たに重度障がい者（強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等）の見込量を設定しました。



[サービスの見込量]

[月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	4,709日	4,686日	4,880日
利用者数	232人	237人	244人
うち、重度障がい者の利用者数	147人	151人	154人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	5,020日	5,160日	5,300日
利用者数	251人	258人	265人
うち、重度障がい者の利用者数	157人	161人	165人



《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方
障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）

年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

（2）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜サービスの概要＞

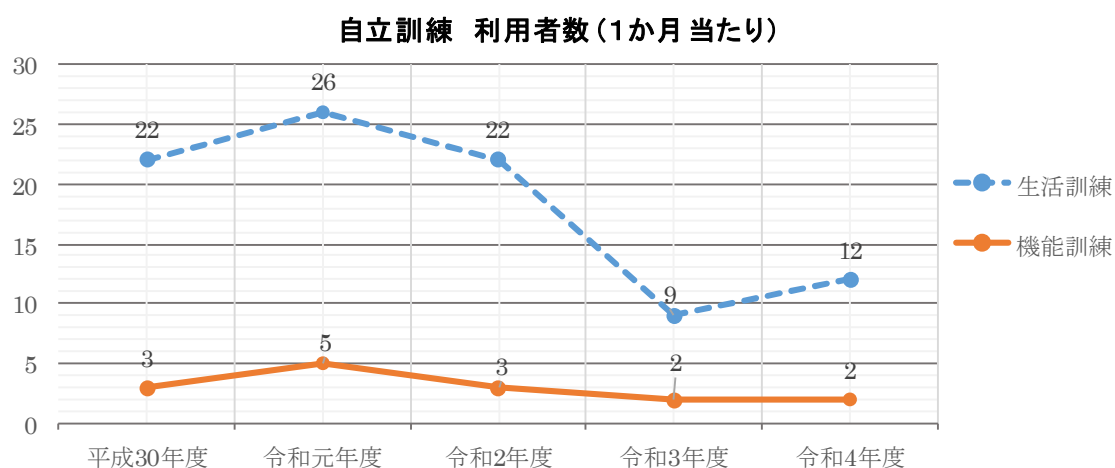
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、事業所に通所又は居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

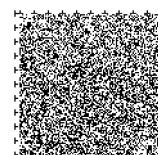
自立訓練のうち生活訓練は、事業所に通所又は居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。生活訓練のうち宿泊型自立訓練は、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案して、サービス量を見込みました。



(単位：人 各年度3月31日現在)



《機能訓練》 [サービスの見込量] [月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	16日	25日	26日
利用者数	2人	2人	2人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	26日	26日	26日
利用者数	2人	2人	2人

《生活訓練》 [サービスの見込量] [月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	147日	175日	195日
利用者数	9人	12人	13人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	240日	285日	345日
利用者数	16人	19人	23人

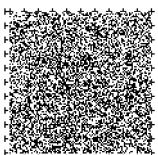
《自立訓練の利用者像》

機能訓練	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な次のような障がいのある方</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方 等</p>
生活訓練	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な次のような障がいのある方</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方 等</p>

(3) 就労選択支援

＜サービスの概要＞

新たに就労を希望する障がい者を対象に、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理し、専門的なアセスメントを通じて、本人中心に就労選択の支援をする事業です。令和7年10月に施行予定の制度です。



＜サービスの見込量＞

特別支援学校の卒業等により、新たに就労希望者となる方を見込みました。

《就労選択支援》

〔月平均〕

	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数		10人	20人

(4) 就労移行支援

＜サービスの概要＞

就労を希望し、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な支援等を行います。

＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数、特別支援学校卒業生数等から推計した利用者数に、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案して、サービス量を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	981日	918日	930日
利用者数	59人	60人	55人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	960日	990日	1,020日
利用者数	64人	66人	68人

(5) 就労継続支援 (A型・B型)

＜サービスの概要＞

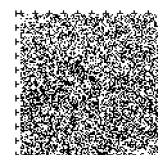
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援はA型とB型があります。

就労継続支援A型は、雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。

就労継続支援B型は、年齢や心身の状態その他の事情により、一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供する事業です。

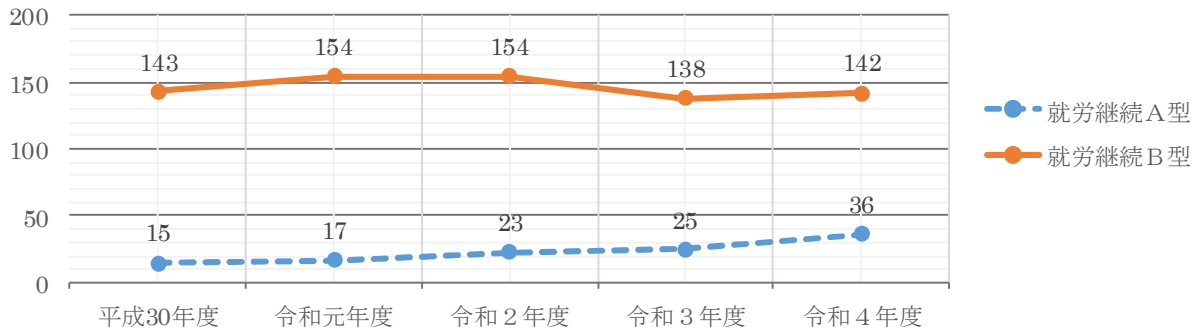
＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数、特別支援学校卒業生数等から推計した利用者数に、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案して、サービス量を見込みました。



就労継続支援 利用者数(1か月当たり)

(単位：人 各年度3月31日現在)



《就労継続支援A型》 [サービスの見込量] [月平均]

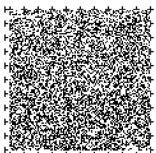
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	451日	675日	810日
利用者数	25人	36人	45人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	1,008日	1,242日	1,548日
利用者数	56人	69人	86人

《就労継続支援B型》 [サービスの見込量] [月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	2,479日	2,428日	2,414日
利用者数	138人	142人	142人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	2,414日	2,397日	2,397日
利用者数	142人	141人	141人

《就労継続支援の利用者像》

就労継続支援A型	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な次に掲げる方（利用開始時に65歳未満）</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③ 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方 等</p>
就労継続支援B型	<p>就労移行支援事業等を利用したが、一般就労に結びつかない方等で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される次に掲げる方</p> <p>① 就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方</p>



- ② 50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①②に該当しない方で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方
- ④ 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方 等

(6) 就労定着支援

<サービスの概要>

就労移行支援等のサービスを利用して、一般就労に移行した人に対し、就労の継続を図るため、生活のリズム、家計や体調の管理などに関する生活面の課題を把握するとともに、課題解決に向けて必要な指導・助言等の支援を実施します。

また、企業や関係機関等との連絡調整を行い、課題解決に向けての支援を行います。

<サービスの見込量>

平成30年4月に創設されたサービスです。過去の実績や福祉施設から一般就労への移行者数の数値目標、国基本指針に基づく一般就労への移行者数のうちの利用率等を踏まえてサービス量を見込みました。 【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	19日	23日	24日
利用者数	19人	23人	24人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	25日	26日	27日
利用者数	25人	26人	27人

(7) 療養介護

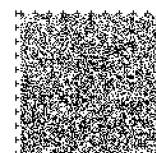
<サービスの概要>

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主に昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績や、医療的ケアが必要な方のニーズ等を踏まえて、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。 【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	370日	418日	450日
利用者数	12人	14人	15人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	450日	480日	480日
利用者数	15人	16人	16人



《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方

(8) 短期入所（福祉型・医療型）

＜サービスの概要＞

自宅で介護する人の病気その他の理由により、施設への短期入所が必要となった場合に、夜間も含め施設で入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数等から推計した利用者数に、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案して、サービス量を見込みました。医療型については、医療的ケアが必要な方のニーズ等を踏まえて見込んでいます。

基本指針により、新たに重度障がい者（強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等）の見込量を設定しました。

《福祉型》

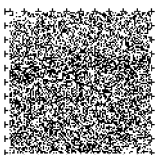
〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	161日	142日	160日
利用者数	19人	19人	20人
うち、重度障がい者の利用者数	5人	5人	5人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	160日	160日	160日
利用者数	20人	20人	20人
うち、重度障がい者の利用者数	5人	5人	5人

《医療型》

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	34日	13日	20日
利用者数	7人	4人	5人
うち、重度障がい者の利用者数	7人	4人	5人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	20日	20日	20日
利用者数	5人	5人	5人
うち、重度障がい者の利用者数	5人	5人	5人



【2】日中活動系サービスの見込量確保のための方策

- アンケート調査結果によると、在宅生活を支援するサービスの提供が求められており、在宅生活における日中活動の場としては、就労や施設での活動を希望する声が多く上げられていることから、日中活動の受け皿の整備が求められています。

日中活動系サービスの利用は、今後も利用者数や利用日数ともに増加が見込まれるため、市内外の社会福祉法人や関係団体等に働きかけ、日中活動系サービスの提供体制の充実に努めます。

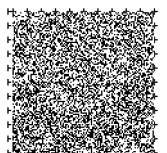
- 就労支援を希望する声も多く、国基本方針においても障がい者の一般就労への移行も求められています。

雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援A型や、平成30年4月に創設された就労定着支援は、利用者数が急増しており、国基本指針の目標値も示されていることから、市内外のA型事業所、就労移行支援事業者へ事業実施を働きかけ、見込量の確保に努めます。

59ページの就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の目標値として令和3年の実績の1.41倍以上が設定されています。鴻巣市では令和3年度の月平均利用者数が19人のため、1.41倍以上の27人を目標値とします。

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」を踏まえ、「鴻巣市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」により、障害者就労施設等からの物品調達を推進し、施設の安定的な運営と作業工賃を伸ばすための事業を支援します。

- 障がいのある人の就労機会の拡大を図り、安心して働き続けられるよう就労支援や定着支援体制の充実を図ります。鴻巣市障がい者就労支援センターは、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携し、就労系サービス事業所の支援に努めます。また、新制度の「就労選択支援」を活用することで、より精度の高い就労支援を目指します。



【1】居住系サービスの見込量

(1) 共同生活援助（グループホーム）

＜サービスの概要＞

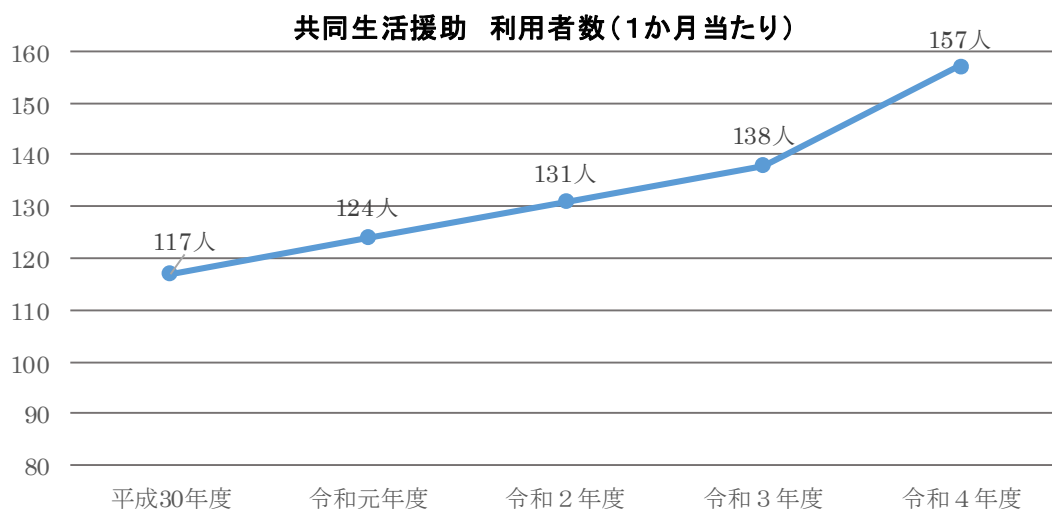
主として夜間、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

＜サービスの見込量＞

過去の実績、地域生活への移行者数、特別支援学校卒業者数や、家庭等からの入所者数等から推計し、利用者数を見込みました。

事業所数も49ページのとおり増加しており、利用者も年々増加しています。

なお国の指針により、新たに重度障がい者（強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等）の見込量を設定しました。

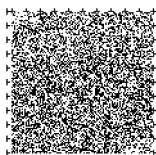


(各年度3月31日現在)

[サービスの見込量]

[月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	138人	157人	169人
うち、重度障がい者の利用者数	43人	48人	51人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	182人	196人	211人
うち、重度障がい者の利用者数	56人	60人	66人



(2) 施設入所支援

<サービスの概要>

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、入所待機者数、グループホーム等での対応が困難な重度の障がいのある方のニーズ等、施設からの地域移行者数を踏まえて、サービス量を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	90人	93人	95人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	97人	99人	102人

《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上）
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者で、入所により訓練等を実施することが必要で効果的であると認められる方。又は、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方 等

(3) 自立生活援助

<サービスの概要>

居宅における自立した日常生活を営む上での問題点や課題について、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

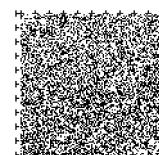
<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者数等から利用者数を見込みました。

平成30年度に創設されたサービスですが、令和4年度までに利用はありませんでした。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	0人	0人	1人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	1人	1人	1人



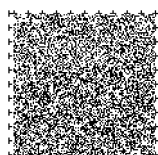
【2】居住系サービスの見込量確保のための方策

- 共同生活援助（グループホーム）は令和5年8月1日現在で、市内に36箇所（定員213名）が整備されており、令和6年度以降の見込量に対しても量的な面では、ある程度満たされていると評価できます。

しかしながら、地域での生活を希望する福祉施設の入所者や、障がいのある人やその親の高齢化が進んでいる現状を踏まえた親亡き後の自立を支援する受け皿として、障がいの特性に応じた、特に身体障がい者、重度の知的障がい者の方が利用できる「日中サービス支援型共同生活援助」の整備及び提供に努めていきます。

- 施設入所については、対象となる重度の障がいのある方であっても、なかなか入所が困難で、長期間入所待機している方が多くいる現状があります。

施設入所が必要な方については、埼玉県の障害者施設等入所調整制度を活用し、県と調整しながら施設入所支援を進めていきます。



【1】相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

<サービスの概要>

計画相談支援の内容には、サービス利用支援と、継続サービス利用支援があります。

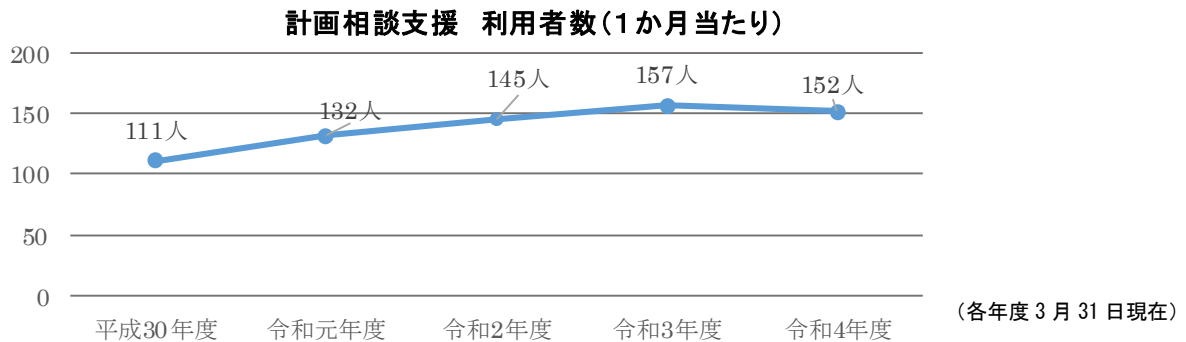
サービス利用支援は、障害福祉サービスの申請に当たり、障がい者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。支給決定後には、サービス提供事業者と連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。

継続サービス利用支援は、支給決定の有効期間内において、一定期間ごとにサービス等利用計画が適切であるか利用状況を検証（モニタリング）し、その結果及び心身の状況、置かれている環境等から勘案し、必要な場合にはサービス等利用計画の変更等を行うものです。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者等から推計し、利用者数を見込みました。

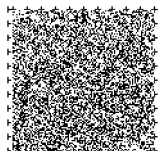
平成27年度に障害福祉サービスの支給決定の際に「サービス等利用計画案」の提出が必須となり、その後利用者数は増加傾向にあります。今後も障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、計画相談支援の利用者数も増加が見込まれます。



[サービスの見込量]

【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数 (18歳以上)	157人	152人	164人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数 (18歳以上)	178人	192人	208人



(2) 地域移行支援

<サービスの概要>

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者等から推計し、利用者数を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	1人	4人	5人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	5人	6人	6人

(3) 地域定着支援

<サービスの概要>

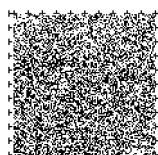
居宅において単身等で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、地域生活への移行者等から推計し、利用者数を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	0人	0人	0人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	1人	1人	1人



【2】相談支援の見込量確保のための方策

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、地域で生活するために必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行う相談支援の体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービス利用者の増加に比例して、相談支援の利用者も年々増加しています。
このようなことから、鴻巣北本地域自立支援協議会の協力により、鴻巣・北本地域の事業所に向けて、相談支援事業所の開設説明会を行っています。今後もこの取組を推進し、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の増員を働きかけます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター」を令和2年4月に設置しました。
相談支援事業所からの相談を受け付け、困難事例について助言等の支援や、社会資源の情報収集や情報提供、人材育成のための研修や事例検討会、地域の相談機関との連携強化の取組などを通じて、相談支援事業所をバックアップし、相談支援体制の強化を図ります。
- 鴻巣北本地域自立支援協議会の専門部会の活動を通じて、事業所や相談支援専門員同士のネットワークや連携支援体制づくりを行います。
各専門部会等において、市と関係機関（※1）が連携して定期的に事例検討を行うとともに、職員の対応力の向上に取り組んでいます。
- 精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から市が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか、精神保健に問題を抱える者も対象となることから、市と関係機関が一体となって支援する体制を構築します。

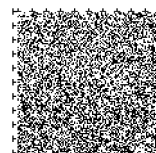
※1 市と関係機関

市：障がい福祉課、保育課、こども応援課、保健センター、障がい者就労支援センター等

県：鴻巣保健所

鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター

各事業所



5

 はったつしょう しゃとう たい しえん
 発達障がい者等に対する支援

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障がい」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他のこれに類する脳機能の障がい、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

発達障がいは、早期に発見し適切な支援につなげることで、その後のライフステージにわたって日常生活の困難さを軽減することができます。

国基本指針でも、早期発見・早期支援の重要性を示していると共に、発達障がい者等及び家族等への支援体制の構築として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

本市では、ペアレントメンターやペアレントトレーニング等を実施している県の関係機関とのきめ細かい連携を図り、発達障がい者等及び家族等への支援体制の更なる確保に努めていきます。

 (1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数
 [年]

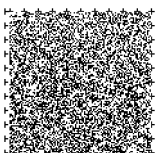
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
受講者数	0人	1人	1人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
受講者数	1人	2人	2人

(2) ペアレントメンターの登録者数 ※各年度末時点の累計登録者数 [年]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
登録者数	2人	2人	2人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
登録者数	2人	3人	3人

(3) ピアサポート活動の参加者数 [年]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
参加者数	3人	3人	3人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
参加者数	3人	3人	3人



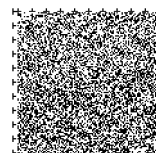
【発達障がい者等に対する支援の方策】

- 本人が周囲の方から速やかに、またライフステージにわたって適切な理解や支援を受けられるようになるよう、市民に対し発達障がいに関する情報について周知・啓発を図ります。
- 乳幼児期から成人期までのライフステージの中で生じる様々な課題について相談があった場合には、相談内容に応じた適切な制度（障害者手帳、自立支援医療、年金等）や関係機関（※1）につなげるなど支援していきます。
- 乳幼児健診を行う保健センターや子育て、保育、教育関係など、子どもに関わる関係部署と連携を図り、発達障がいの早期発見や早期支援につなげられるよう努めていきます。
- 埼玉県が実施する、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムや、ペアレントメンターの養成等の事業について、ホームページ等や、障がい児通所支援事業所等を通じて、周知・啓発を図ります。
- 乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受け、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうために、埼玉県が作成した「サポート手帳」を周知し、利用の促進を図ります。

※1 関係機関

市：子育て支援課、保育課、こども応援課、保健センター、教育関係部署、障がい者就労支援センター等

県：発達障害者総合支援センター、地域療育センター、発達障害者就労支援センター等



だい せつ しょうがいじつうしょしえんとうみこみりょう かくほほうさく
第3節 障害児通所支援等見込量と確保方策

【1】障害児通所支援等の見込量

(1) 児童発達支援

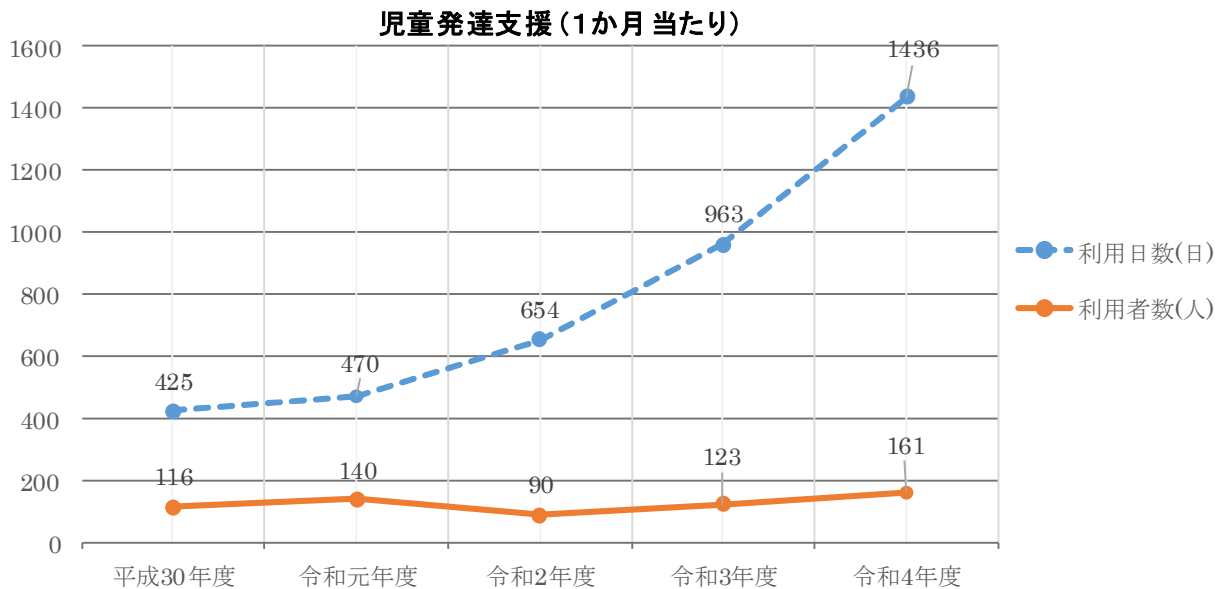
<サービスの概要>

療育の必要があると認められる主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ等から利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。

過去の実績では、利用日数、利用者数ともに増加傾向です。市内の事業所数が増加していることもあり、今後も利用の増加が見込まれます。

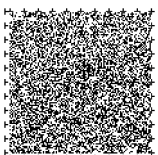


(各年度3月31日現在)

[サービスの見込量]

【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	963 日	1,436 日	1,575 日
利用者数	123 人	161 人	175 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	1,710 日	1,854 日	2,007 日
利用者数	190 人	206 人	223 人



(2) 医療型児童発達支援

※児童福祉法の改正により、令和6年4月より医療型児童発達支援は、児童発達支援に一元化されます。

<サービスの概要>

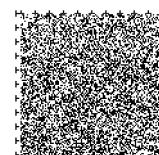
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等から利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	0 日	0 日	1 日
利用者数	0 人	0 人	1 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	1 日	1 日	1 日
利用者数	1 人	1 人	1 人



(3) 放課後等デイサービス

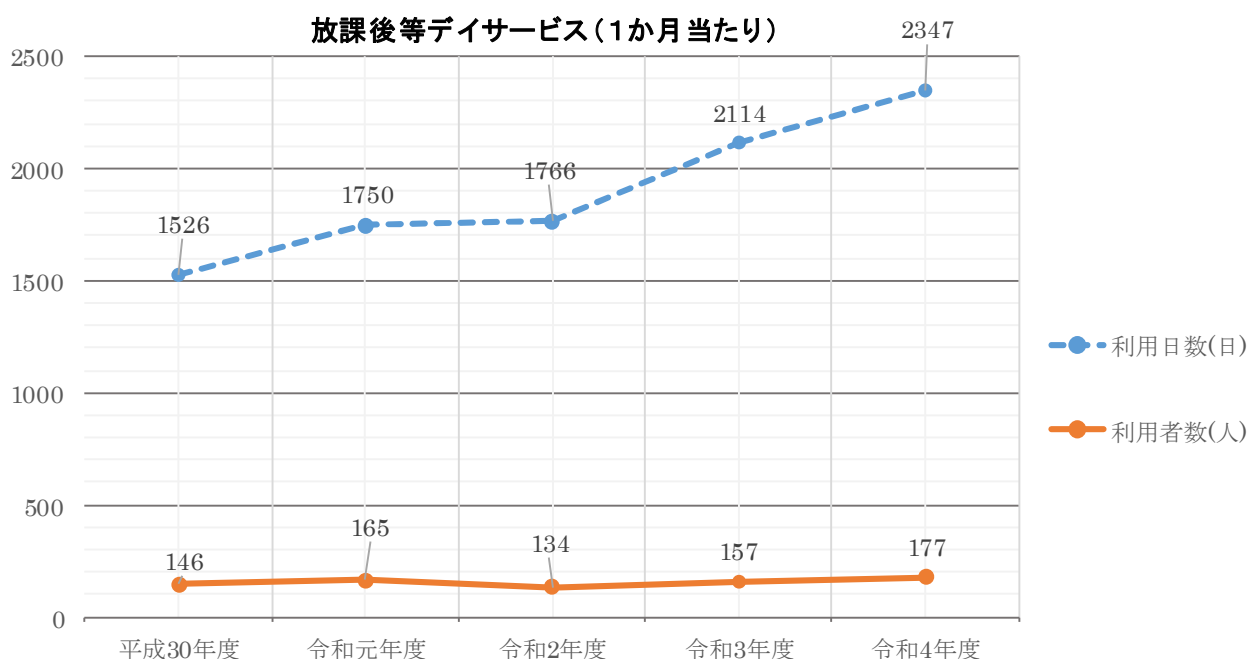
<サービスの概要>

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業終了後又は夏休み等の長期休業中に支援が必要と認められた障がい児に対して、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ等から利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。

過去の実績では、利用日数、利用者数ともに増加傾向です。市内の事業所数が増加していることもあり、今後も利用の増加が見込まれます。

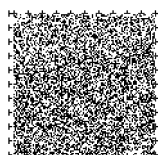


(各年度 3月31日現在)

[サービスの見込量]

[月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	2, 114 日	2, 347 日	2, 418 日
利用者数	157 人	177 人	186 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	2, 535 日	2, 652 日	2, 795 日
利用者数	195 人	204 人	215 人



(4) 保育所等訪問支援

<サービスの概要>

保育所や小学校など、集団生活を送る施設に通う障がいのある児童が、保育所等において集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、訪問による支援を行います。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ等から利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。

【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	1 日	0 日	2 日
利用者数	1 人	0 人	2 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	2 日	2 日	2 日
利用者数	2 人	2 人	2 人

(5) 居宅訪問型児童発達支援

<サービスの概要>

重度の障がい等の状態であり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

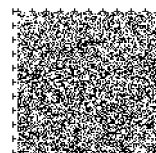
平成30年度に創設されたサービスです。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児・医療的ケア児のニーズ等から利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数等を勘案してサービス量を見込みました。

【月平均】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	1 日	0 日	3 日
利用者数	1 人	0 人	3 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	3 日	3 日	3 日
利用者数	3 人	3 人	3 人



(6) 障害児相談支援

<サービスの概要>

障害児支援利用援助と、継続障害児支援利用援助があります。

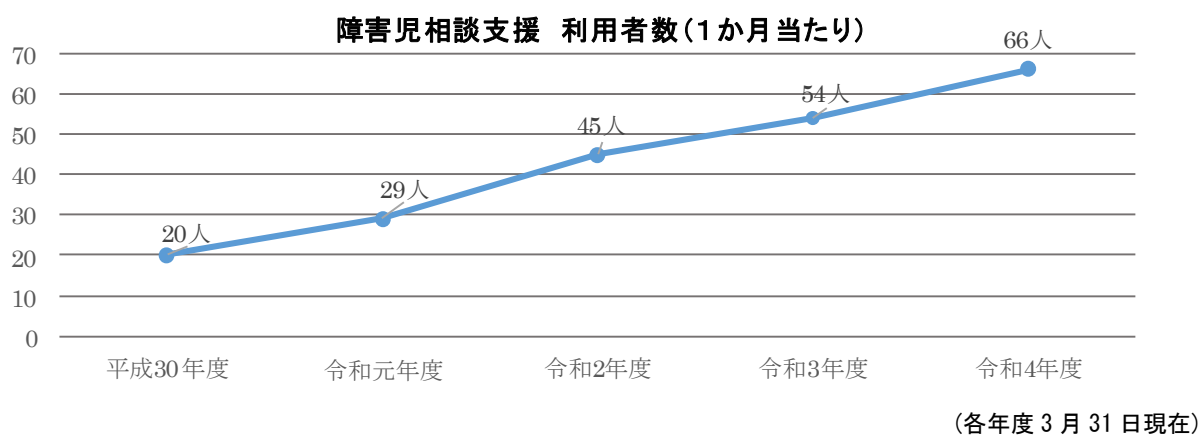
障害児支援利用援助は、障害児通所支援の申請をするに当たり、障がい児の心身の状況、置かれている環境、障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他必要な調査を実施し、「障害児支援利用計画案」を作成します。通所給付決定後には、障害児通所支援事業者と連絡調整を行い、「障害児支援利用計画」を作成します。

継続障害児支援利用援助は、支給決定の有効期間内において、一定期間ごとに障害児支援利用計画が適切であるか利用状況を検証（モニタリング）し、その結果及び心身の状況、置かれている環境等から勘案し、必要な場合には障害児支援利用計画の変更等を行うものです。

<サービスの見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ等から利用者数を推計し、サービス量を見込みました。過去の実績では、大幅に利用者数が増加しています。

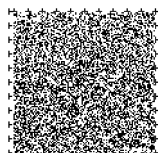
適切な支援に向けて障害児相談支援の利用を推奨していますが、現状ではセルフプランでのサービス利用も多く、今後も障害児通所支援の利用者数の増加も見込まれることから、障害児相談支援利用者数の大幅な増加が見込まれます。



[サービスの見込量]

[月平均]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用者数	54人	66人	80人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用者数	97人	117人	142人



(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

<事業の概要>

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。コーディネーターは、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

<コーディネーターの配置人数の見込量>

研修への参加を呼びかけ、現在より配置人数の増加を見込んでいます。

※各年度末時点の配置人数【年】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
配置人数	2 人	2 人	4 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
配置人数	4 人	5 人	5 人

(8) 子ども・子育て支援事業

<事業の概要>

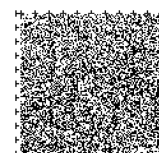
障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援の関係部署と連携し、保育所等及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児等の受入れの体制整備を行います。

<障がい児等の受入れ人数の見込量>

過去の実績、障がい児等のニーズ等から推計し、受入れ人数を見込みました。

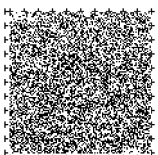
【年】

種別	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
保育所等	12 人	12 人	14 人
放課後等児童クラブ	36 人	55 人	68 人
種別	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
保育所等	16 人	18 人	21 人
放課後等児童クラブ	84 人	104 人	128 人



【2】障害児通所支援等の見込量確保のための方策

- 障害児通所支援等の利用は年々増加しており、今後も障がいのある児童の増加に比例して利用者数、利用日数ともに増加が見込まれます。社会福祉法人や関係団体等に働きかけ、障害児通所支援等の提供体制の充実に努めます。
- 特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児についても、今後増加が見込まれることから、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等が受けられるよう、現状の把握から地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実に図ります。
- 障がい児等の健やかな育成を支援するため、本人の特性や希望に沿った支援が身近な地域で受けられることができるよう、子ども・子育て支援関係部署と連携し、支援体制の確保に努めます。



だい せつ ちいきせいかつしえんじぎょうみこみりょう かくほほうさく
第4節 地域生活支援事業見込量と確保方策

【1】地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

<事業の概要>

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民に対し研修や啓発活動等を行います。

鴻巣北本地域自立支援協議会の「精神障がい者の明るい未来のために」フォーラムの開催や、事業所や団体に対する研修会の開催、「ふれあい広場」等の啓発活動を通じて、障がいに対する市民の理解が進むよう取組を推進します。

〔年〕

	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
研修・啓発事業の実施の有無	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

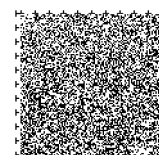
<事業の概要>

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が行う自発的な活動を支援します。

ピアサポートやボランティア活動の支援を進めるほか、災害時に障がい者の円滑な避難誘導、救助に向けて、地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進め、地域における協力体制の確立を図ります。なお、毎年10月に開催している「障がい者スポーツ・レクリエーション大会」では多数のボランティアの協力により開催されていますが、更なる交流が図れるように取り組んでいきます。

〔年〕

	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自発的活動支援事業の実施の有無	有	有	有	有	有



③ 相談支援事業

<事業の概要>

障がい者等の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。また、基幹相談支援センターでは、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集、提供、人材育成の支援等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

<見込量>

相談支援事業については、今後も2箇所体制により実施し、障がいの種別に関わらず相談できる相談支援体制の充実を目指していきます。

		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害者相談支援事業	事業所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	設置有	設置有	設置有	設置有	設置有	設置有
	機能強化事業	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

<事業の概要>

成年後見制度利用支援事業は、知的障がい者又は精神障がい者が、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について助成を行い、成年後見制度の利用を促進することにより障がいのある方の権利擁護を図ります。

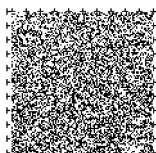
成年後見制度法人後見支援事業は、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めその活動を支援します。

<見込量>

過去の実績やニーズを踏まえて、利用者数を見込みました。

[年]

成年後見制度 利用支援事業	利用人数	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
		2人	3人	3人
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
		3人	3人	3人



⑤ 意思疎通支援事業

<事業の概要>

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的に支援を行います。

<見込量>

過去の実績やニーズを踏まえて、見込量を設定しました。

近年、スマートフォンのアプリ等の普及により、個人でも意思疎通の手段がより手軽に利用できる状況となりました。そのため、手話通訳者や要約筆記者の派遣件数は、新型コロナウイルスの5類移行後も、減少傾向となることを見込みました。

〔年〕

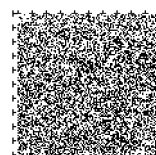
手話通訳者派遣	派遣件数	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
		716 件	666 件	516 件
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
		480 件	450 件	450 件

〔年〕

要約筆記者派遣	派遣件数	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
		17 件	27 件	48 件
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
		30 件	30 件	30 件

〔年〕

入院時コミュニケーション事業	利用件数	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
		0 件	0 件	1 件
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
		1 件	1 件	1 件



⑥ 日常生活用具給付等事業

<事業の概要>

日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付します。

[主な日常生活用具の例]

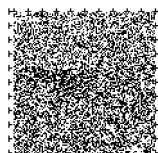
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計等
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等
⑥ 住宅改修費	居宅生活動作補助用具

<見込量>

用具の種類によって年度ごとの変動に違いがあるため、年度によって給付が増減している用具については過去の実績の平均で、給付が伸びている用具については今後の伸びを想定して見込量を設定しました。

[年]

	区分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
①介護・訓練支援用具	延 給 付 件 数	5件	4件	10件	6件	6件	6件
②自立生活支援用具		11件	19件	10件	13件	13件	13件
③在宅療養等支援用具		8件	12件	15件	11件	11件	11件
④情報・意思疎通支援用具		18件	17件	23件	20件	20件	20件
⑤排泄管理支援用具		2,412件	2,418件	2,664件	2,799件	2,942件	3,092件
⑥住宅改修費		3件	2件	2件	2件	2件	2件
日常生活用具合計		2,457件	2,472件	2,724件	2,851件	2,994件	3,144件



⑦ 手話奉仕員養成研修事業

<事業の概要>

聴覚障がい者等との交流活動において支援者としての役割が期待される、日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

<見込量>

過去の実績から、令和5年度見込みと同数を見込みました。

[年]

手話奉仕員養成 研修	修了者数	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
		9人	9人	20人
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
		20人	20人	20人

⑧ 移動支援事業

<事業の概要>

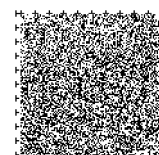
屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

<見込量>

過去の実績や障がい者等のニーズを踏まえて推計しています。新型コロナウイルスの5類への移行もあり、急速に伸びている利用傾向を反映させた数を見込みました。

[年]

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	
利用延時間	4,710時間	5,106時間	6,738時間	
利用実人数	96人	107人	102人	
		令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延時間	6,930時間	7,260時間	7,590時間	
利用実人数	105人	110人	115人	



⑨ 地域活動支援センター事業

<事業の概要>

精神障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターの機能を強化して、地域生活を支援します。

<見込量>

年度ごとに利用者数に変動があるため、新型コロナウイルスの5類への移行による回復傾向を踏まえ、過去の平均値を参考に見込量を設定しました。

〔年〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
事業所箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用延人数	5,620 人	5,808 人	5,450 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
事業所箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用延人数	5,500 人	5,550 人	5,600 人

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

<事業の概要>

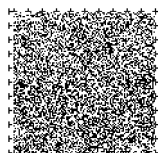
家庭において介護なしでは入浴することが困難な重度の身体障がい者に、巡回浴槽車が訪問入浴サービスを提供することで、安全に入浴ができ、介助者の身体的負担を軽減します。

<見込量>

訪問入浴事業は、長期間継続しての利用者が多いため、年度による利用者数の大幅な増減はありません。今後、医療的ケア児の登録者数は増える要因がある一方、施設入所等による利用終了も考えられるため、大きな変動はないものとして見込量を設定しました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用延日数	43 日	42 日	42 日
利用者数	11 人	12 人	12 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用延日数	42 日	42 日	42 日
利用者数	12 人	12 人	12 人



② 日中一時支援助成事業

<事業の概要>

障がい者等の日中における活動の場を確保して一時的に預かることにより、日常的に介護しているその保護者等に一時的な休息を提供するサービスを行います。

<見込量>

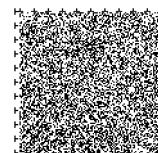
新型コロナウイルスの5類への移行による利用者の回復や、過去の実績や既存のサービス提供事業者数及び利用者のニーズを踏まえて、見込量を設定しました。

〔月平均〕

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
利用日数	8 日	6 日	5 日
利用者数	5 人	3 人	5 人
	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
利用日数	6 日	7 日	8 日
利用者数	6 人	7 人	8 人

【2】地域生活支援事業の見込量確保のための方策

- 相談支援事業については、障がいの種別に関係なく相談を受け付ける体制の更なる整備を働きかけていきます。また、関係機関等による協議の場である自立支援協議会では、地域における課題や、相談者に寄り添った支援を行うための関係機関との連携について話し合いを重ねていきます。
- 成年後見制度に関する事業については、鴻巣市地域福祉計画にも記載されるため、計画の整合性を図りつつ推進していきます。また、後見人となる親族がない等、市長による審判の申立てが必要な方を把握した場合は、速やかに市長申立てができるよう、連絡体制を整備します。さらに、後見制度の周知や後見人の受任者確保に向けても、関係機関と協力していきます。
- 法人後見を実施できるよう、事業所に働きかけを行います。
- 意思疎通支援事業については、平成30年12月20日に施行した鴻巣市手話言語条例において、手話を使いやすい環境の整備を目指していることから、市民の手話への関心と理解を深めるため、広報紙・ホームページ等で手話の知識を提供していきます。
また、手話講習会の充実を図り、登録手話通訳者を育成していくとともに、市職員に対しても手話講習会を開催していきます。
- 日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業については、新規手帳交付時や窓口における相談を受けた際に事業の説明を行い、制度を周知することにより、サービスを必要としている方に対して適切に提供につなげていきます。



だい しょう けいかく すいしん 第4章 計画の推進

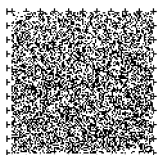
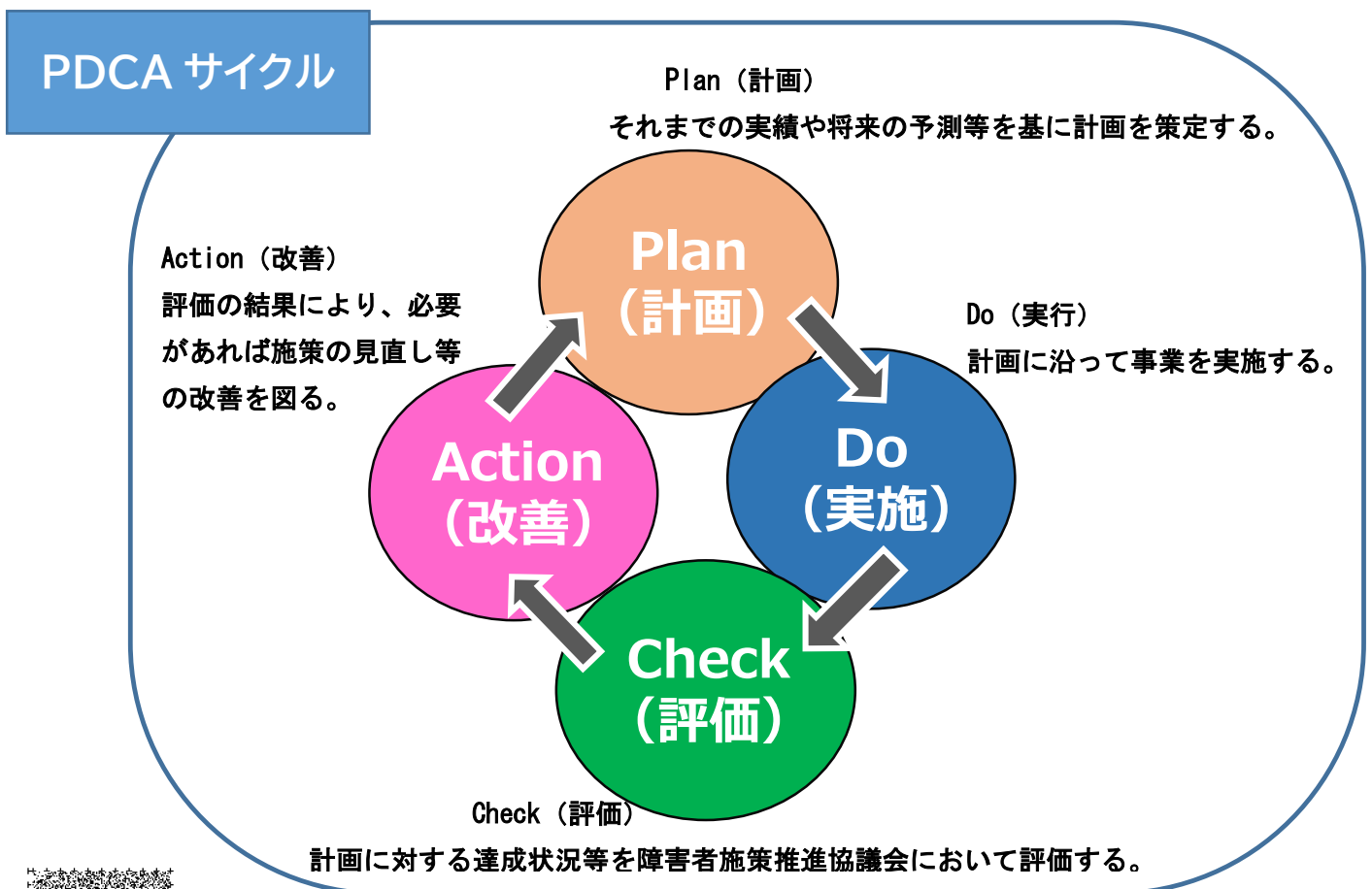
1 けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか 計画の達成状況の点検及び評価

本計画を着実に推進していくためには、計画の実施状況や達成状況について把握するとともに、障がい福祉及びこれに関連する各種施策の動向も踏まえながら、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施していく必要があります。

そのためには、今回、国基本指針に即して設定した成果目標に対する進捗状況や、計画期間の各年度における障害福祉サービス等の見込量に対する各年度の実績を把握し、達成状況を点検及び評価していくことが欠かせません。

本市では、計画の達成状況について、鴻巣市障害者施策推進協議会において毎年度の状況を報告し、審議いただくことで点検及び評価を実施していきます。

なお、計画の点検及び評価に際しては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、実効性のある計画を目指していきます。



2

けんおよ しょうがいほけんふくしけんいき ちょうせい きょうりょく 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

埼玉県においては、交通事情や今までの地域のつながりなどを考慮して、市町村より広域的な行政単位として、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図っています。

本市は、「県央」の障害保健福祉圏域に北本市、上尾市、桶川市及び伊奈町と共に位置づけられ、管轄の保健所は鴻巣保健所となっています。

今後も、圏域内の市町と連携を図りながら、より効果的・効率的な事業の運営に努めていきます。

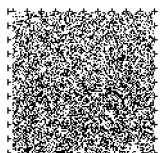
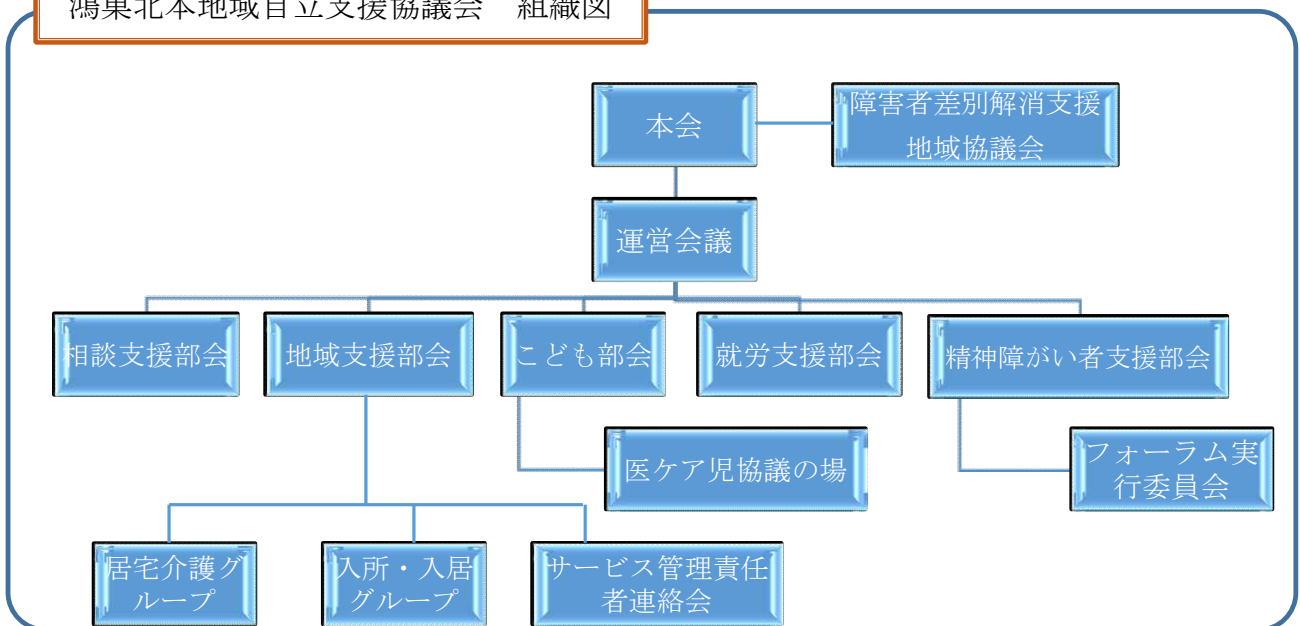
3

じりつしえんきょうぎかい じゅうじつ 自立支援協議会の充実

自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。

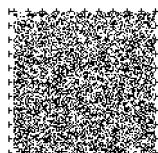
本市においては、北本市と鴻巣北本地域自立支援協議会を共同設置し、本会や専門部会等を通して委託相談支援事業の運営に関することや、支援困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善等について話し合いを実施しています。今後も、積極的な協議、検討等を通して、地域の障がい者等への支援体制の充実につなげていきます。

鴻巣北本地域自立支援協議会 組織図



1 けいかく さくていけいか
計画の策定経過

年 月 日	策定経過	
令和4年4月1日	鴻巣市障害者施策推進協議会委員委嘱	・委嘱状の交付
令和5年5月1日～ 6月1日	アンケート調査	身体・療育・精神障害者手帳の所持者、自立支援医療受給者、難病患者手当受給者の方400人を無作為抽出
令和5年8月22日～ 9月5日	障がい者団体等への意見聴取	市内10の障がい者団体等に文書にて意見聴取
令和5年9月27日	令和5年度第1回 鴻巣市障害者施策推進協議会	・市長諮問 ・作成スケジュールの説明 ・障がい福祉計画（案）の審議 ・障がい児福祉計画（案）の審議
令和5年10月16日	令和5年度第2回 鴻巣市障害者施策推進協議会	・障がい福祉計画（案）の審議 ・障がい児福祉計画（案）の審議
令和5年11月8日	令和5年度第3回 鴻巣市障害者施策推進協議会	・障がい福祉計画（案）の審議 ・障がい児福祉計画（案）の審議 ・パブリックコメントについて説明
令和5年12月18日 ～令和6年1月17日	第7次鴻巣市障がい福祉計画・第3期鴻巣市障がい児福祉計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）	・市のホームページ等にて意見募集
令和5年12月15日 ～令和6年1月19日	鴻巣北本地域自立支援協議会への意見聴取	鴻巣北本地域自立支援協議会構成団体に対して意見聴取
令和6年2月14日	令和5年第4回 鴻巣市障害者施策推進協議会	・障がい福祉計画（案）の審議 ・障がい児福祉計画（案）の審議 ・答申案の協議
令和6年2月22日	鴻巣市障害者施策推進協議会から答申	全4回の協議会での意見を市長に答申



鴻巣市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者福祉の推進に関する事項を調査審議するため、鴻巣市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他障害者福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 障害者福祉に関する事業者の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

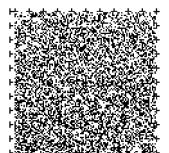
4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

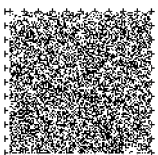
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

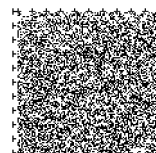
附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



任期 令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで

No	役職	選出区分	委員名	ふりがな
1	会長	障害者福祉に関する事業者の代表者	武井 利男	たけい としお
2	副会長	識見を有する者	渡邊 明美	わたなべ あけみ
3		障害者団体の代表者	荻原 史代	おぎはら ふみよ
4		障害者団体の代表者	永井 陽子	ながい ようこ
5		障害者団体の代表者	岡崎 百合子	おかざき ゆりこ
6		障害者福祉に関する事業者の代表者	関口 暁雄	せきぐち あきお
7		障害者福祉に関する事業者の代表者	真田 牧人	さなだ まきと
8		障害者福祉に関する事業者の代表者	武藤 五郎	むとう ごろう
9		障害者福祉に関する事業者の代表者	望月 実夏	もちづき みか
10		識見を有する者	加藤 新一朗	かとう しんいちろう



鴻障第1981号
令和5年9月27日

鴻巣市障害者施策推進協議会

会長 武井 利男 様

鴻巣市長 並 木 正 年

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

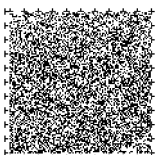
1 諮問事項

第7期鴻巣市障がい福祉計画及び第3期鴻巣市障がい児福祉計画について

2 諮問理由

令和3年3月に策定しました第6期鴻巣市障がい福祉計画及び第2期鴻巣市障がい児福祉計画（平成3年度から令和5年度までの期間）につきまして、計画期間が令和5年度で終了することから、障害福祉サービス等の見込みと確保に関する新たな計画として、第7期鴻巣市障がい福祉計画及び第3期鴻巣市障がい児福祉計画（令和6年度から令和8年度）を策定するものです。

以上のことに鑑み、第7期鴻巣市障がい福祉計画及び第3期鴻巣市障がい児福祉計画について検討していただきたく諮問いたします。



令和6年2月22日

鴻巣市長 並 木 正 年 様

鴻巣市障害者施策推進協議会
会 長 武 井 利 男

答 申 書

令和5年9月27日付け鴻障第1981号で諮問を受けた、第7期鴻巣市障がい福祉計画及び第3期鴻巣市障がい児福祉計画について、審議した結果を下記のとおり答申いたします。

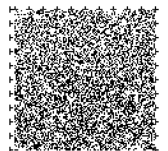
記

令和5年9月27日に諮問を受け、「第7期鴻巣市障がい福祉計画（案）及び第3期鴻巣市障がい児福祉計画（案）」について、計4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

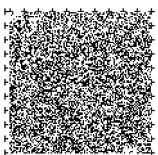
審議の結果、計画（案）は、鴻巣市の障がい福祉の現状と課題を把握するとともに、令和6年度からの3年間の障がい福祉の推進の指針として、適切な計画であると認めます。

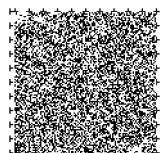
なお、計画の推進に当たっては、以下の事項について、十分配慮されることを要望します。

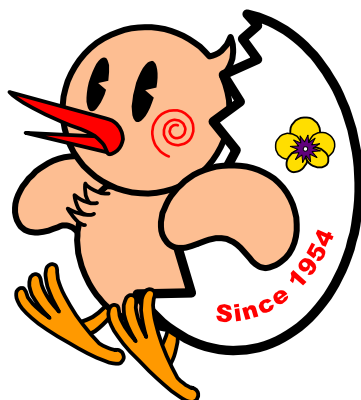
- 1 地域共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい理解や障がい者等への合理的配慮、社会的障壁の除去について、引き続き普及啓発を行うこと。
- 2 障がい者やその家族等がお互いに支えあう活動である、ペアレントメンターやピアサポーター等の活動について、啓発等の支援を行うこと。
- 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、保健、医療、福祉等の各機関のほか、障がい者本人や家族等当事者も協議の場に参加し、それぞれの意見をサービス等に反映できる体制を目指すこと。



- 4 相談支援の見込量の確保のため、相談支援等事業所の開設等の手続きについての勸奨を積極的に行うこと。
- 5 障がい者が地域で安心して生活できる障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、多様な障がいに対応するため、鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化すること。







花かおり緑あふれ人輝くまちこのす

鴻巣市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行 令和6年(2024年)3月

編集 鴻巣市健康福祉部障がい福祉課

〒365-8601 鴻巣市中央1-1

電話：048-541-1321(代表)

FAX：048-541-1328

URL：<http://www.city.konosu.saitama.jp/>

この計画書は障害者優先調達推進法の規定に基づき、
コスモス共同作業所が作成しました。

